

# 厚生委員会記録（速報版）

令和8年2月25日開催

## 付議事件

### 1 第4号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

○渡辺しょう委員長 付議事件1、第4号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

本件について、担当者から説明を求めます。お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 ただいま議題となりました、第4号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につきまして、御説明申し上げます。

本案は、東京都後期高齢者医療広域連合、以下「広域連合」といいますが、令和8年度及び令和9年度の保険料率を決定したことに伴い、保険料の軽減対策についても令和6・7年度に引き続き、令和8・9年度も実施されることとなり、その経費の負担方法について規定した広域連合の規約の一部を変更する必要があることから、御提案するものです。

改正の内容につきましては、議案書に基づき御説明いたします。恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。規約の変更に当たりましては、地方自治法の規定に基づき、記載の千代田区から小笠原村までの関係62区市町村での議会の議決を経る必要がございます。その後、各区市町村が協議書を作成し、広域連合長がこれを取りまとめ、東京都知事へ届出をすることで規約の変更手続が完了いたします。

恐れ入りますが、システムの3ページをお願いいたします。なお、規約の書式につきましては、広域連合を構成する関係62区市町村で統一した議案書を作成するよう申合せがありましたことから、統一した議案書を広域連合から送付された書式に基づき作成しておりますので、文字サイズが、市の通常のものよりフォントが小さくなっております。

それでは、変更の内容でございますが、規約にうたわれております広域連合の経費の支弁方法のうち、現行の附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」とあります期間の定めを、「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」にそれぞれ改めるものです。

次に、附則第1項は、施行期日を定めたもので、令和8年4月1日とするものです。

最後に、附則第2項は、経過措置について定めたものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 御説明をありがとうございます。

これは、実際の負担軽減の中身については変更があるのかという点を、確認をしたいと思っております。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 負担軽減の中身についてですが、現状、行っているものを継続するものでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 分かりました。理解いたしました。ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。  
お諮りいたします。本案については、可決することに御異議はありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第4号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 2 第14号議案 府中市印鑑条例及び府中市手数料条例の一部を改正する条例

- 渡辺しょう委員長 付議事件2、第14号議案 府中市印鑑条例及び府中市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本件について、担当者から説明を求めます。お願いいたします。
- 秋本 健総合窓口課長補佐 ただいま議題となりました、第14号議案 府中市印鑑条例及び府中市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。  
本案は、電気通信事業法の改正によって条項が追加されたことに伴い、移動端末設備に係る根拠規定において、同法を引用している条項にずれが生じることから、これらを合わせるため、変更するものでございます。  
改正の内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。  
初めに、第1条関係は、印鑑条例の一部改正でございます。第17条は、多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等について規定しておりますが、電気通信事業法の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じることから、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改めるものでございます。  
なお、内容につきましては、変更はございません。  
恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。第2条関係は、手数料条例の一部改正でございますが、付則4は、多機能端末機を使用した請求により証明する場合の手数料に関する特例を規定しておりますが、こちらにつきましても同様に、電気通信事業法の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じることから、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改めるものでございます。  
なお、内容につきましては、こちらも変更はございません。  
恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。最後に、付則でございますが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行することを定めております。  
以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。
- 渡辺しょう委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。手塚委員。
- 手塚としひさ委員 特段変更はないということですが、一応確認で、このことで市民には全く今までと変更がないということでもいいという確認と、あと、市のほうで何か手続を取らなきゃいけないとか、何かやらなきゃいけないとかそういうことも、基本的に全くないという理解でいいかどうかということをお尋ねしたいと思います。  
もう1点、付則にある「政令で定める日から」というのが、これはいつになるかというのはまだ分かっていないということですが、おおよそいつ頃になりそうかということが分かれば教えてください。  
以上でございます。
- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。
- 秋本 健総合窓口課長補佐 御質問のあった件につきまして、順次答弁させていただきます。  
まず初めの市民への影響でございますが、今回の法改正は、条項のずれを合わせるた

めだけのものになってございますので、市民への影響は特段ございません。

続きまして、2点目の市での手続等は何か必要があるかといった点でございますが、こちらにつきましても同じように、条項のずれだけになりますので、市では、この例規を修正する以外の手続は特段ございません。

3点目の政令で定める日の法改正の日付でございますが、現状ではまだ決まっておりますが、法律が公布された日から1年以内に施行されるということになっておりまして、公布日が令和7年5月28日になってございますので、令和8年5月28日までは改正されるものと認識しております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 基本的には理解いたしました。今年5月まででいつになるかという事は、どういう形で知られるというか、分かるかどうか、いつ改正されたということについてはどういう形で、議員も含めて、分かるのかどうか、そこだけ最後にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○秋本 健総合窓口課長補佐 改正についてどのように知られるか、把握できるかといったところでございますが、こちらは国からの通知等や官報等において把握できるものと認識しております。そちらを確認しながら、日付は分かるものであると認識しております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 基本的には全く影響がないということでございますので、本案には賛成いたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。

○奥村さち子委員 御説明をありがとうございます。特に質問はありません。意見だけ述べさせていただきます。

御説明では、今回、電気通信事業法の改正で、印鑑条例と手数料条例の引用条項の変更ということが分かりました。

2年前の2024年第1回定例会で提案されました印鑑条例の改正と手数料条例の改正では、生活者ネットワークは、課題があるマイナンバー制度の推進であり、反対をいたしました。本条例においても、条例内容には変わりがないということですので、反対をいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺しょう委員長 挙手多数であります。よって、第14号議案は可決すべきものと決定しました。

---

### 3 第15号議案 府中市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○渡辺しょう委員長 付議事件3、第15号議案 府中市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、担当者から説明を求めます。お願いいたします。

- 黒木俊二保険年金課長補佐 ただいま議題となりました、第15号議案 府中市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律において準用する地方税法の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度における保険料の納入通知等に係る公示送達について、インターネットによる閲覧等を可能とする見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、議案書に基づき御説明いたします。恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

第7条、公示送達の規定は、インターネットの利用により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を本庁及び東西出張所の掲示場に掲示し、又は市の事務所に設置した電子計算機により閲覧できる状態にすることで行うことができると改めるものです。

次に、付則第1項は、施行期日を定めたもので、恐れ入りますが、システムの3ページをお願いいたします。地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に規定する政令で定める日からとするものです。

最後に、付則第2項は、公示送達に関する経過措置を定めたものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

- 渡辺しょう委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

- からさわ地平委員 御説明をありがとうございます。

今回の条例の中身では、別表に規定する掲示板への掲示、あるいは事務所に設置した電子計算機の表示ということなのですが、具体的にどこに表示されるかということと、これをインターネットで検索をして調べたりができるのかという点を確認したいと思います。

また、これまで後期高齢者医療における公示送達がどのような形で行われてきたのかという点を確認したいと思います。

よろしく申し上げます。

- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

- 黒木俊二保険年金課長補佐 まず、公示送達をどこに行うかというところについてですが、引き続き従前どおり、掲示場に掲示を行うとともに、制度の趣旨として、インターネット上で誰でも閲覧できるように利便性を向上するものですので、現状は、インターネット、府中市のホームページ上に公開すること、その二つを今のところ想定しております。

続きまして、従前の公示送達の方法でございますが、こちらにつきましては、掲示場に1週間、貼り出しを行って、公示送達を行っていたところでございます。

以上でございます。

- 渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

- からさわ地平委員 ありがとうございます。インターネット上で閲覧できるようにするという狙いは分かりました。

これは実際にこれまでどのくらい行われてきたのかということ、2回目でお聞きできないでしょうか。

以上です。

- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

- 黒木俊二保険年金課長補佐 公示送達の過去の実績ですが、現状で把握している時点ですと、過去5件分、公示送達を行っている実績がございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 ありがとうございます。

保険料の支払い等の関係での公示送達なので、そんなにケースは多くないと思いますが、インターネット上に閲覧可能になるということは、プライバシーの配慮だったり、よからぬことに使われたりということが昨今では心配されるところもあるので、そういった点を配慮した運用をしていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件については、可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第15号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

#### 4 第16号議案 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○渡辺しょう委員長 付議事件4、第16号議案 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、担当者から説明を求めます。お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 ただいま議題となりました、第16号議案 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、本市の国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営及び法定外一般会計繰入金削減を図るため、国保財政健全化計画に基づき、国民健康保険税の税率等の見直しを行うとともに、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金を徴収する必要があるため、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、議案書の府中市国民健康保険税条例新旧対照に基づき御説明いたします。恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

初めに、第2条、課税額は、第1項第1号のただし書において、システムの3ページに移りまして、子ども・子育て支援納付金に関する規定を追加し、第4号ただし書において、子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定をそれぞれ追加するものです。

次に、第2項のただし書では、基礎課税額、いわゆる医療分の限度額を、65万円から66万円に改め、第3項のただし書では、システムの4ページに移りまして、後期高齢者支援金等課税額の限度額を、24万円から26万円に改めるものです。

次に、第5項のただし書では、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円と追加するものです。

次に、第3条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額は、第1項において文言の整理を行うほか、基礎課税額の所得割額算定税率を、システムの5ページに移りまして、100分の5.05から100分の5.63に改め、第5条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額は、基礎課税額の被保険者均等割額を、2万3,720円から2万8,720円に改めます。

次に、第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額算定税率を、100分の1.64から100分の1.92に改め、第5条の3、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を、7,440円から9,640円に改めます。

次に、第5条の4、介護納付金課税被保険者に係る所得割額は、介護納付金課税額の

所得割額算定税率を、100分の1.64から100分の1.80に改め、システムの6ページに移りまして、第5条の5、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額は、介護納付金課税額の被保険者均等割額を、9,840円から1万1,440円に改めます。

次に、第5条の6、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額算定税率を、100分の0.30と追加し、第5条の7、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を1,900円と追加するものです。

次に、第5条の8、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額を100円と追加するものです。

次に、第11条、国民健康保険税の減額は、文言の整理を行うほか、システムの7ページに移りまして、第1項において、第2条第2項の改正同様に、基礎課税額限度額を、65万円から66万円に、第2条第3項の改正同様に、後期高齢者支援金等課税限度額を、24万円から26万円にそれぞれ改めるとともに、第2条第5項の改正同様に、子ども・子育て支援納付金課税限度額を3万円と追加するものです。

次に、第1号は、7割軽減の対象となる世帯について、アは、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき1万6,604円から2万104円に、イは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき5,208円から6,748円に、ウは、介護納付金課税額の被保険者均等割額から減額する金額を、システムの8ページに移りまして、1人につき6,888円から8,008円に改めるものです。

次に、エは、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき1,330円と追加し、オは、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額から減額する額を1人につき70円と追加するものです。

次に、第2号の5割軽減の対象となる世帯について、第1号と同様、アは、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき1万1,860円から1万4,360円に、イは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき3,720円から4,820円に、ウは、介護納付金課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき4,920円から5,720円に改めるものです。

恐れ入りますが、システムの9ページをお願いいたします。

次に、エは、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき950円と追加し、オは、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額から減額する額を1人につき50円と追加するものです。

次に、第3号は、2割軽減の対象となる世帯について、アは、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき4,744円から5,744円に、イは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき1,488円から1,928円に、ウは、介護納付金課税額の被保険者均等割額から減額する金額を1人につき1,968円から2,288円に改めるものでございます。

次に、エは、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額から減額する金額を、システムの10ページに移りまして、1人につき380円と追加し、オは、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額から減額する金額を1人につき20円と追加するものです。

次に、第2項は、未就学児に係る保険税の被保険者均等割額の軽減についての規定を改めるもので、第1号中のアからウは、前項に規定する基礎課税額の被保険者均等割額の減額対象となっている世帯について、その条例減額後の被保険者均等割額から、未就学児1人につきそれぞれ、3,558円から4,308円に、5,930円から7,180円に、9,488円から

1万1,488円に改めるもので、エにつきましては、基礎課税額の被保険者均等割額の減額対象となっていない世帯について、未就学児1人につき1万1,860円から1万4,360円に改めるものです。

第2号中のアからウは、前項に規定する後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額対象となっている世帯について、その条例減額後の被保険者均等割額から、未就学児1人につきそれぞれ、1,116円から1,446円に、システムの11ページに移りまして、1,860円から2,410円に、2,976円から3,856円に改めるもので、エにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額対象となっていない世帯について、未就学児1人につき3,720円から4,820円に改めるものです。

次に、第3号中のアからウは、前項に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額対象となっている世帯について、その条例減額後の被保険者均等割額から、未就学児1人につきそれぞれ285円、475円、760円減額する規定を追加するもので、エにつきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額対象となっていない世帯について、未就学児1人につき950円減額する規定を追加するものです。

次に、第3項は、出産被保険者に係る保険税の所得割額及び被保険者均等割額の減額についての規定に、18歳以上被保険者均等割額を追加するものです。

恐れ入りますが、システムの12ページをお願いします。

第7号は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を、第8号は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を、第9号は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の減額について、それぞれ12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を追加するものです。

恐れ入りますが、システムの13ページをお願いします。

次に、第4項は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に対する軽減措置を追加するものです。

次に、付則でございますが、システムの14ページに移りまして、第3項から、システム23ページまでにわたる第13項までは、第5条の6の規定を追加することに伴い、引用条項を追加するものです。

恐れ入りますが、システムの23ページをお願いします。

最後に、付則の第1項、施行期日は、令和8年4月1日から定め、第2項、適用区分は、システム24ページに移りまして、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 御説明をありがとうございます。何件か、お伺いいたします。

まず、今回の国民健康保険の保険料の改定の幅なんですが、値上げの幅が従前に比べてかなり大きいというように受け取っております。これは国保統一化に向けた加速化プランの影響があるものと思いますが、加速化プランの内容についてと、また、これは法定外繰入れを実際に解消していくという計画を早めるものですが、これは自治体、東京都から求められている、あるいは国から求められていることに対して、府中市として進めていく上で、住民の皆さんの暮らし向きとの関係で矛盾が生じる場面があると思うんですけど、やらなかった場合とかそういった場合のペナルティーとかそういったものがあるのか、確認させてください。

2件目として、今回、条例改正によって、どのぐらいの年間の負担が増えるのかということ、モデルケースの試算があったらお示しいただきたい。特に均等割が今回、値

上げが結構ありますので、子育て世代への影響等を、こういった形になっているか、示していただきたいと思います。

また、今回の改正によって、協会けんぽといった、いわゆる社保との国民健康保険の保険料の差というものがどうなっていくのかという点について、認識をお聞かせください。

また、保険料が上がってくる下では、滞納だったり、あるいは国保に加入するような働き方を避けるという動きが出てくることを想定されると思うんですけど、滞納についての現状について、まず、お聞かせください。

以上、お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず初めに、加速化プランの内容についてなんですが、国のほうで保険料水準統一加速化プランが令和5年度に策定されまして、令和6年に改定されたものが最新のものになっておりまして、加速化プランにおいては、国保制度は、平成30年度に都道府県単位の、都内どこに住んでいても同じ保険給付を行う、同じ保険給付負担、保険税率負担が望ましいという考え方が示されておりまして、その考え方に基づいて、加速化プランのほうでは、遅くとも令和18年度課税までに保険料水準の統一をするということが望ましいというところが、加速化プランの主な内容となっております。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○平井雅士保険年金課長 続きまして2点目の、加速化プランについて、国や市からの求めに対して市としてどう取り組むか、それに対して従わなかった場合のペナルティーはといった、その辺りの御質問に順次お答えさせていただきます。

加速化プラン自体は法律、省令ではなくて、厚生労働省が示した施策指針、いわゆるガイドラインでございますので、この文書単体に直接の法的拘束力はないものと捉えております。

しかしながら、加速化プランそのものに直接的な法的拘束力はないんですが、国民健康保険法第82条の2に基づいて策定されます都道府県国民健康保険運営方針に、必ずそのプランについて反映されることが明記されておりまして、市町村は、都道府県の運営方針に基づいて国保事業を行う義務を負うために、結果として自治体は従わざるを得ない、そういった構造になっております。

続いての、自治体が趣旨に沿わない、従わなかったらどうなるかといったことなんですけれども、直ちに違法、罰則という形にはならないんですけれども、制度運営上、あるいは財政面、ガバナンス、説明責任の面で、実務的に、将来的にも非常に重い不利益、影響が生じることが考えられます。

国保運営方針、納付金制度交付金、都との関係、説明責任の面で、実務的に従わざるを得ない圧力というものが、段階的に確実に生じることが想定されるといったところでございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 次に、モデルケースについてですが、子育て世帯に限ったところで、モデルケースをお答えさせていただきます。

まず前提として、4人世帯で、両親が40歳以上の介護分も徴収されている方で、未就学児のお子様2人いる世帯で、算定基礎額が250万円という前提でのモデルケースですと、令和7年度までですと課税額が32万1,300円だったところが、令和8年度改定案後ですと、子供分を含めて38万3,100円となっております。

また、もう一つのモデルケースで、同じく4人世帯で、今度はお子様が無就学児ではない方がお二人いるケースですと、現状、令和7年度の課税額が35万2,400円のところが、改定案、子ども・子育て支援分を含めて42万1,400円という試算となっております。

次に、協会けんぽと差がどうなっていくかというところですが、協会けんぽについて

は、全体で保険料率を0.1%引き下げるといふところを聞いておりますので、国保に比較すると、保険税の負担が国保税のほうが上がっていくという状況でございます。

ただ、協会けんぽと国保を比較しますと、加入している世帯構成、所得構成というのも全然異なるものですので、現状の制度の枠組みの中では、国保にも最大限、国や都の負担、公費は注入していますので、現行の制度下ではこの負担、差が開いてしまうところとは致し方ないものと捉えております。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○小暮淳史納税課長補佐 それでは最後に、国民健康保険税の滞納の状況について、お答えをさせていただきます。

なお、令和6年度の実績に基づき、人数と金額についてお答えさせていただきます。

なお、金額は1,000円未満切捨てとなります。

令和6年度、滞納者数が5,082人、滞納額が4億6,981万2,000円という状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁をありがとうございます。

加速化プランについての中身は分かりました。都道府県下での国保の統一ということなんですけど、国保料の高いほうにどんどん合わせられていくという点で、この制度は大変望ましくないということは、これまでも何度も、共産党としては言ってきたところでありますが、2回目として、今回、加速化プランに対して、国や東京都の方針、国の方針でもあり東京都の方針でもあると思うんですけど、これは府中市としては、国あるいは東京都に対してはどういう意見を出してきたかという点、今、物価がこれだけ上がっている下で、保険料を上げるという形になると、それなりの負担になるのは間違いのないわけなんですけど、そういった点について、市の考えとこれまで都や国に対して求めてきたことを教えてください。

また、モデルケースで子育て世帯等の影響を確認いたしました。250万円算定基礎額の世帯で最大で7万円近く年間の負担が増えるとなると、これは大変に大きいものだと思います。

これまでも子育て世帯への支援というのは、府中市としてもやってきていると認識しているんですが、国保の加入者だけ、これだけ負担が出るということは望ましくないと思っていて、これまで党として、2回目の質問として、特に子育て世帯にかかってくる均等割について、子育て世帯への減免というものが必要ではないかというのは、これまでも本市議団は求めてきたんですけど、そういった検討が今回されてきたのかということをお聞かせください。

また、協会けんぽのほうは、今回、0.1%下がって、子ども・子育て支援金がありますので、全体として上がって、保険料が上がる方向になるんですが、国保との差が今後は開いていくということを確認しまして、加入者の所得でいったら、国保のほうが一般的には低い世帯の所得の方が多いということですから、金額以上に開いていくということです。

どこぞの議員の国保料逃れとかそういうのも問題になるぐらい、やっぱり社保と国保の差が大きいということ、これが問題であって、国の制度でもあるので、国からの公費が全然足りないというところがまず問題があるわけですので、1回目の質問ともかぶるんですが、保険料で、国や東京都に対して公費の考えが足りないということや、東京都のほうのほかの自治体と比べても財政力はかなりありますので、国保に対しての財政支援だったりそういったことを、府中市として求めてきたことを教えていただきたいと思っております。

滞納について、件数と金額を確認しまして、これは長引いている物価上昇の中での推移や特徴があったら、教えていただきたいと思っております。

最後に、今回、併せて国保加入者の暮らし向き、状況については、運協の議論を含めて、こういった形で認識されているのかという点をお聞かせください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず1点目の、国や都の方針に対してどのような意見を言ってきたかというところですが、前提として、国や都の方針に沿って、府中市はこの事業を進めていきたいと考えておりますが、国や都に対しては、法定外繰入れを解消していくに当たっては、都内でも保険税率の差が非常に大きいところもございますので、急激に保険税を上げていくと市民の混乱を招くということもございますので、法定外繰入れ解消に向けては、公費の拡大というところは国や都に要望しているところでございます。

併せて国庫負担のところについても、医療費が増えているというところで負担が重くなっているというところの現状もありますので、公費の拡充であるとか子育て世帯への支援の充実というところは、東京都に対して要望をしているところでございます。

次に、子育て世帯への減免等の検討についてですが、まず、子ども・子育て支援金自体は、18歳未満の方に対しては課税しないという制度になってございまして、医療分、後期高齢者支援分等のほうについてですが、市としては、国の制度に基づいて対応していくというところを考えておりますので、現状、令和9年からになります。今、未就学児の均等割軽減というのを高校生年代まで広げるという話が出ていますので、その辺りについては国のほうの施策に追従するような形で、子育て支援策というのはやりたいと考えております。

次に、協会けんぽのところ、国費の拡充というところは出たんですけども、ちょっと先ほどの答弁と重複してしまうのですが、一人一人の保険税の負担というのは重くなっていますので、公費の拡充というのは、従前もやっていましたが、引き続き行っていきたいと考えております。

○渡辺しょう委員長 お願いします。

○小暮淳史納税課長補佐 続きまして、物価が上昇する中での滞納者の推移、特徴についてというところでございますが、まず、滞納者の状況といたしましては、令和4年度が5,680人、令和5年度が5,225人、令和6年度が、先ほどもお答えしたとおり、5,082人というところで、減少してきている状況でございます。

また、滞納額についても、同様に減少している傾向というところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 最後に、国保加入者の暮らし向きについてどのように捉えているかというところでございますが、国民健康保険の運営協議会のほうでも、現状の暮らし向きについて、社会情勢に関しては、日本銀行がつくっている生活意識に関するアンケート調査等を出しながら、実際に対象者の95%は物価が上がったと感じているとか、暮らし向きについてはゆとりがなくなっているという回答がある、そういったところは運営協議会の中でも話をし、それを前提として、国保税をどうするかというところは議論してきた経過がございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁をありがとうございます。

国や東京都は、特に国のほうが国保については相当動かないというか、高いほうに合わせていくわけなので、これは負担が増える道しか現状はないものとして捉えていますが、府中市としても、都道府県による統一という方針が出ていますが、これまで法定外繰入れについては地方自治の裁量であるとされてきましたが、26市でも比較的安い保険料を実現してきているという点では、府中市のやり方は、そういった点は正しいもので

あると私は思っていますので、国や東京都に対しては、そういった方針になびかず、市民負担を軽減する方向で、引き続き頑張っていただきたいと思います。

最後に、議案について全体的な意見を述べたいと思います。よろしくお願いします。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。

○奥村さち子委員 では、1件だけ質問させてください。今、様々な質疑があったんですけども、国保財政健全化計画についてちょっと確認したいと思います。

府中では平成30年に国保財政健全化計画を策定していますが、この内容と策定経緯について、少々御説明ください。お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 国保財政健全化計画の内容と経緯ですが、まず、経緯からお答えさせていただきます。

平成30年4月から、東京都と市町村の国保を共同運営という形になっておりましたが、国のほうからは、事務連絡、技術的助言という形で、決算補填等を目的とした法定外繰入れ、いわゆる赤字繰入れというのを、前々から解消するようというところの方針は示されておりました。

そうした中で、令和5年度に国保財政健全化計画というものを策定しまして、令和24年度までに段階的に赤字繰入れというものを解消するということで、2年に1回、税率を改定して、段階的に法定外赤字繰入れを解消するというのが大きな計画となっております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。そのとき策定した健全化計画については、令和24年度までの解消というところで進めてきたということが分かりました。

今回、国の加速化プランによって、この計画はどのように変わっていくのかを教えてください。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 国保財政健全化計画の今後の計画についてでございますが、令和6年度に国のほうが加速化プランで、令和18年度課税までに保険料水準を統一するというところと併せて、令和17年度までに赤字繰入れを解消するというところの方針で示されておまして、東京都としても、今年度に入って、国の方針に基づいて令和17年度までに赤字繰入れを解消していくという方針が示されましたので、府中市としても、令和24年度までに解消するという計画を早めて、令和17年度までに赤字繰入れを解消していくという計画に切り替えたところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 分かりました。意見は後ほど。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますか。山本委員。

○山本真実委員 ありがとうございます。先ほど、からさわ委員の御質問の中で、ペナルティーがあるといったお話があったんですけども、それをもう少し詳しく教えてください。近隣市との関係もあると思うので、その辺の御説明をお願いいたします。

あと、運営協議会では、被保険者代表としての方の意見というのはどんな意見があったのかというのも教えてください。どのぐらいの期間、どのぐらい諮問から答申までというか、じっくり話し合われたのかというところを聞きたいです。

それから、今まで法定外繰入れをきちんと投入してやってきた意味というのを教えてください。それと、ここ数年間の投入してきた金額の推移を教えてください。その金額ですが、26市の中で、大体何番目ぐらいに多かった金額だったのかという、順位も教えてください。

以上、よろしくお願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず、1点目のペナルティーについてですが、具体的なところで申し上げますと、東京都から各市のほうに保険者努力支援交付金というものが交付されておりまして、その中で、各種ポイントを設定されておりまして、赤字繰入れが前年度より増えるということになりますとマイナスポイントで、マイナス40ポイント発生しまして、直近の数字で言いますと、約600万円ほど交付金が減らされるというところがございます、そういったところがペナルティーというところで捉えているところでございます。

続きまして、運営協議会のほうで、被保険者を代表する方からの意見というところがございますが、被保険者代表の方の意見としましては、税率を引き上げるだけでなくて医療費削減にも努めてほしいであるとか、国や都の方針に基づいて負担増というのはやむを得ないとか、そういった意見が被保険者の代表として出ていた意見として捉えております。

続きまして、運営協議会の諮問から答申までの期間についてでございますが、諮問は昨年12月4日に行いまして、その日に事務局のほうから、具体的な国保の現状であるとか、取り巻く環境とか、その辺を説明させていただいて、質疑を行ったところでございます。

その場ですぐに結論となりますと、なかなかしっかりと議論できないというところもございまして、改めて12月下旬にもう一回、別日で運営協議会を開きまして、各委員それぞれ一人一人に御意見を言っていただいて、審議をしてきたところで、その審議の中で、事務局の改定案について同意をいただくような形で進めてきております。1月になってから、具体的に答申案、そういったものを固めて、現状の改定に至ったところでございます。

次に、法定外繰入れの今までやってきた意味というところでございますが、こちらについては、保険税の負担というところを、一人一人の負担税額が重くなってしまいうところがございますので、法定外繰入れを行うことで、1人当たりの国保税負担というのを軽減してきた、抑えてきたところでございます。

次に、金額の推移についてですが、法定外繰入れの金額の推移を直近3年間でお答えさせていただきます。令和5年度が34億6,671万7,000円、令和6年度が36億652万2,000円、令和7年度が、まだ確定はしていませんが、約31億5,305万8,000円、こちらが法定外繰入れの金額の推移として見込んでおります。

なお、決算補填目的等の赤字繰入れ、法定外繰入れのうち赤字繰入れという部分については、26市で比較しますと、1人当たりの繰入額は府中市が一番大きい数字になっております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。山本委員。

○山本真実委員 御説明をありがとうございました。

まず、運営協議会ですけれども、一人一人から御意見を伺ったということでしたが、実質的な増税なので、しかもかなりの割合なので、もっと意見が飛び交ってもおかしくないんじゃないかなという率直な感想なんですけど、もうちょっと慎重な議論が必要だったのではないかなと思うところであるんですけど、先ほど、国と都からの指示なので、それに従わざるを得ないというところは、私もすごく理解をしているんですけども、急激な引上げは、もう少し緩和する必要があるんじゃないかなと思うんですよ。

法定外繰入れも、今までの意味をお聞きしたところ、保険税の負担を減らす。他の議員もおっしゃっていたことがあるんですけど、法定外繰入れは本当に貴重なよということをおっしゃっていた議員もいらっしゃったぐらいなので、弱い人に寄り添っているのが法定外繰入れなのよというのを聞いたことがあるので、それを安易に減らすというのは、ちょっといかがなものかなと私は思うんですけど、今までやってきたのと整合性が取

れなくなってしまうんじゃないかというところを感じています。

均等割軽減の独自策というのも考えてみたらどうかなと思うところなんですけれども、そうですね、26市の中で、法定外繰入れもたくさん入れてきたところだったんですけれども、2年ごとに増額するわけですね。保険料率を上げていくということなんですけど、その上げ幅を詳しく教えていただけますか。今後の予定をお願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 国保税率の上げ幅の推移なんですけど、まず前提として、子ども・子育て支援金分については、令和9年度以降はまだちょっと国から示されておりませんので、従前の3区分、医療分、後期高齢者支援金分、介護分のほうに限ってお答えさせていただきます。

現状ですと、令和8年度の税率案として、所得割が1.02%、均等割が8,800円を引き上げる想定で今、考えているんですが、それを同じ率、額を2年ごとに、令和10年、令和12年、令和14年、令和16年まで同じ税率で引き上げていく想定でいるのですが、年度ごとに赤字繰入れの解消の状況とかその辺は、医療費の動向とかは今後、ずれることが考えられますので、まだ、2年ごとに確実にこれでいくというわけではございません。都度都度、運協に諮りながら、2年ごとに適切な税率改定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。山本委員。

○山本真実委員 御説明をありがとうございます。2年ごとにこの上げ幅だと、非常に苦しいのではないかという率直な意見です。

それで、運協に諮るといっても、ちゃんと市民一人一人に寄り添った御意見が出るかといったら、ちょっと疑わしいところがあるので、上げ幅も急激な引上げですし、今回の議案に関してはちょっと、誰一人取り残さないと言っているのでもありますし、一応、反対の立場を取らせていただきたいと思います。申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。意見。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく願いいたします。

議案に基づく保険料の値上げについては、今年、そもそも健全化計画に基づいての値上げの年ということもありまして、私も市の動きや国保運協の議論については傍聴して、注視をしてきたところであります。

今回の値上げは、一つは、国の制度変更である子ども・子育て給付金の保険料徴収と、もう一つは、加速化プランに基づく市としての保険料の改定でありました。子ども・子育て給付金の保険料徴収については、これは率直に言って、やる意味が分からないというように思っています。子ども・子育ての予算はちゃんとそれで確保するのが国の仕事でもありますし、防衛予算を減らしてでもやるべきだと私、日本共産党はずっと言ってまいりました。

しかし、これについてはまず大きな問題があるわけですが、もう1点、市としての今回の値上げ幅についても、非常に大きなものであると。特に均等割の大幅な改定については、子育て世代への影響も大きく、これは見直していくべきものだとして訴えております。

これまでも、加速化プランに基づいた保険料改定についても、社会情勢の変化という、低所得者の負担が重くなり過ぎないように配慮することや、社会情勢の変化に応じて柔軟な対応を取っていくというただし書がありますが、昨今の物価上昇というのは、これまで以上に暮らしが厳しくなっている中でありますので、保険料の増額については慎重な見直しを行う必要があったと思います。

したがって、今回の議案については、日本共産党としては反対をしたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。先ほどちょっと御説明がありました、国保の財政健全化計画のことに絡みますが、2018年4月から国民健康保険制度改革ということで、東京都と市町村が共同保険者となり、国から技術的助言がありましたということは説明がありました。

東京都の国民健康保険の運営方針に基づいて、法定外一般会計の繰入れの解消や削減に計画的、段階的に取り組むということで、当初、府中市では、国保運協で検討の下で、いわゆる赤字解消のための健全化計画を策定して進められてきました。

生活者ネットワークは、その計画の策定に関しては、国民健康保険の構造的な課題がある中で、赤字削減のしわ寄せが国保の加入者に来ることと、あと国民皆保険という社会保険制度の存在を揺るがしかねないということで反対をしたという経緯がありましたが、今回の国民健康保険税の改定に向けては、さらに国からの国保水準加速化プランが示されて、東京都からも赤字削減加速化が求められた。来年度の保険税を大幅に上げるという提案です。

2018年策定の健全化計画の法定外一般会計繰入金金の解消時期を前倒しにするという方向が示されたということでありますし、国保加入者の負担を急増させる今回の提案には異議がありますので、本議案には反対をいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。手塚委員。

○手塚としひさ委員 すみません、国保の運営協議会の会長という立場なので、あまり発言はと思ったんですけども、少し誤解もあるようで、一言申し上げますけれども、今回、12月初めに諮問をいただいて、各委員の皆さんにじっくり御検討いただくということでお示しをして、12月末に改めて協議会を開催し、それぞれの委員に意見をもち寄っていただいて審議をいたしました。

もちろん、御指摘のような意見もございましたけれども、何といたしまして、やはり府中市が、これまでの国保の税金、税率が26市の中でもほぼ一番低いレベルで、一番安いレベルを保っているということで、逆に、御答弁にもありましたように、赤字補填の持ち出しが26市の中でナンバーワンの形を取っているという状況も踏まえて、今回の改正についてはやむを得ないのではないかと。

毎年、値上げをするという案もあったんですけども、やはりそれだと毎年の負担ということになりますから、2年に1回が妥当ではないかという各委員の皆さんの御指摘がありまして、基本的にはほぼ大きな反対意見もなく、1月に入って改めて協議会を開きまして、開催して、皆さんの御了解をいただいて、1月20日だったと思いますが、市長のほうに諮問に対する答申を行ったということで、1か月以上の期間をかけてじっくり審議をして結論を出したということで、御理解をいただければと思いますので、この議案については賛成だということを改めて申し上げます、意見とさせていただきます。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺しょう委員長 下ろしてください。

念のため、お諮りいたします。本案に反対の方の挙手を求めます。

〔反対者挙手〕

○渡辺しょう委員長 下ろしてください。

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって委員長は、委員会条例第16条第

1項の規定により、可決すべきものと裁決いたします。よって、第16号議案は可決すべきものと決定いたしました。

## 5 第17号議案 府中市介護保険条例の一部を改正する条例

- 渡辺しょう委員長 付議事件5、第17号議案 府中市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。お願いいたします。

- 齋藤雅裕介護保険課長補佐 ただいま議案となりました、第17号議案 府中市介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、令和7年度税制改正に伴い、介護保険料、以下「保険料」と申し上げます、の減少により、各自治体が計画している収入の確保が難しい状況にあることを踏まえ、国が令和8年度の保険料について特例措置を講じる旨の方針を示したことから、本市においても、当該方針に基づき、保険料の算定に係る特例措置を設けるものでございます。

これは、令和7年度税制改正において、物価上昇及び就業調整に対応するため、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直し、以下「令和7年度見直し」と申し上げます、が行われたことに伴い、一部の被保険者の所得段階に移動が生じるため、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間における保険料の収入が減少する可能性がございます。

このことを踏まえ、令和7年度見直しの影響を受ける第1号被保険者の所得段階について、見直し前と同様の判定となるよう、次の特例措置を講じるものでございます。

改正内容につきましては、議案書の新旧対照表に基づき御説明させていただきます。

初めに、システムの2ページ、新旧対照表を御覧ください。付則第6条、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例につきましては、システムの2ページから3ページ、第1項は、給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である第1号被保険者の所得段階の判定について、システム3ページから4ページ、第2項は、給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である第1号被保険者の所得段階の判定について、システム4ページから5ページ、第3項は、給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である第1号被保険者の所得段階の判定について、それぞれ、令和7年度見直し前の算定方法に基づき算定した合計所得金額を用いる特例を定めるものでございます。

続きまして、システムの5ページ、付則第7条、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例につきましては、令和7年度見直しの影響により、市民税の課税の有無が変わり得る第1号被保険者及び世帯内に当該課税の有無が変わり得る者がいる第1号被保険者については、所得段階の判定に当たり、それぞれ令和7年度見直し前の算定方法に基づき当該課税の有無の判定を行う特例を定めるもので、システム6ページ、第1項第1号は、対象者の要件について、システム6ページから7ページ、第2号は、障害者等の要件に該当し、令和8年度の市民税が課税されていない者の特例を定めるもので、アは、給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者の合計所得金額の判定について、イは、給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者の合計所得金額の判定について、ウは、給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者の合計所得金額の判定について、それぞれ特例を定めるものでございます。

システム7ページから8ページ、第3号は、障害者等に該当せず、令和8年度の市民税が課税されていない者の特例を定めるもので、アは、給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者の合計所得金額の判定について、イは、給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者の合計所得金額の判定について、ウは、給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者の合計所得金額の判定について、

それぞれ特例を定めるものでございます。

最後に、システム8ページから9ページ、第2項は、前項各号の基準に該当する第1号被保険者の特例を定めるものでございます。

なお、今回の特例措置は、第9期介護保険事業計画期間における保険料の収入不足を防ぐためのものであり、令和8年度の保険料の算定に限り適用するもので、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 ありがとうございます。何点かお聞きしたいと思います。

まず1件目、今回、国による税制改正、いわゆる年収の壁と言われるものの引上げに伴って、住民税非課税の世帯が増えることに対しての特例ということで理解をしております。

今回の対応については、保険料徴収の例外的なことをつくるというわけだと思うんですけど、これに関しての国からはこういった通知や連絡が来ているのかということで、まず確認したいと思います。

また、2件目として、今回の条例改正によって影響を受ける市民の数、あるいは住民税の非課税世帯、課税世帯では、保険料がどれぐらいの差が生じるのかということをお聞きしたいと思います。

また、3件目として、今回の特例を行わなかった場合は介護保険会計にどれぐらいの影響が出るのかということ、積立基金からの繰入れだったり、一般会計からの対応は、なかなか法的な制限もあるかと思うんですけど、そういった緊急的な対応が今回、期待できるかという点をお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 まず、国からの通知でございますが、本件につきましては、令和7年度税制改正に伴い、令和7年12月17日付で公布されました介護保険施行令の一部を改正する政令に基づき、実施するものでございます。

こちらに基づきまして、国からは12月、1月にかけては何件か通知が来ておりまして、保険料の取扱い、もしくは各自治体における条例の改正の内容についての指示が来ている状況でございます。

2点目の条例改正の影響の数でございますが、介護保険課では、被保険者の方がどのような就労状況にあるか、個々には把握しておりませんので、大まかな数字で述べさせていただきますが、令和8年1月19日現在の令和7年度市民税のデータでお答えいたしますと、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の65歳以上の方の人数につきましては、5,743人でありまして、うち課税者が3,930人、非課税者が1,813人となっております。

この中で、令和8年度の税の際に影響が生じた方につきましては、本件改正の影響を受ける可能性があるかと認識してございます。

保険料への影響でございますが、この人数の方の中で、どれだけ動くかというのがちょっと現時点では把握できませんので、個別の数字については申し上げられないんですけども、3点目の御質問の介護保険会計全体への影響のところとリンクいたしますので、併せてお答えいたしますと、介護保険の会計に対する影響でございますが、国におきましては、粗い推計とっておりますが、大体、保険料収入の1%の影響が出ると推計してございます。

本市の場合、こちらは令和7年度予算ベースになりますが、保険料収入が41億7,115万1,000円となっておりますので、単純計算ですと4,200万円程度の減収が見込まれ、こ

の4,200万円の減収分が個々の方の影響額に反映してくると思っております。

最後に、基金もしくは一般会計からの基金の取崩し、一般会計からの繰入れにつきましてですが、条例改正につきましては、国の介護保険法施行令の改正に基づき行うものですので、基本的には全国市町村が一律に行うものとなってございますので、条例改正を行わずに基金の取崩し、もしくは一般会計からの繰入れで対応するという事は考えていない状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁をありがとうございます。

今回、国からの政令に基づいてのものであるということと、やらない選択肢がないという、国からはそういう通達が来ているということは確認をいたしました。今回、本来であれば、国の税制改正によるものなので、国がその分、保険料を自治体に補填するのが筋だと思っております。

今回、1月に方針が出たということであるので、非常に急な中での実務等を進められてきたということは、そういうところは察し、理解はいたしますが、国に対しては、せっかく低所得者世帯への物価上昇対応という形で、税額控除等の基準を引き上げたのに、保険料を取るという、保険料については、来年に限って考慮しないというのはかなり問題があると思いますので、これについては、国に対して補填の要望を、府中市としても、例えば近隣市と連携してでも出していきたいと思うんですけど、そういった取組については確認したいと思います。

また今回、影響額については大体4,200万円で1%ぐらいの影響という、国から大ざっぱな試算があるということでありますが、今回、第9次の事業計画での介護保険の準備基金の積立ての計画と、今の時点の差とかそういったもの等を鑑みると、この影響額というのはどういったものか、確認したいと思います。

また、たしか第9期計画によると、例えば、課税年金収入額の120万円未満の世帯の場合、第1号被保険者についてとかだと大体年間で、住民税課税か非課税かで一定の差が出てくると思うんですけど、その差額については改めて教えていただきたいと思っております。

以上、お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 1点目の国に対する補填の要望等につきましては、東京都市長会を通じて東京都、国へ例年、要望を出しておりますので、この中で、こういった要望を盛り込むかにつきましては今後、各市とも調整の上、検討させていただきたいと思っております。

次に、2点目の影響額1%の4,200万円のインパクトでございますが、基金につきましては、令和7年度末の見込みでございますが、13億7,000万円程度、基金の残高が生じる予定でございますので、これと比べますと吸収できる額でございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、基本的にはこちらは全国一律で対応すべきものとなりますので、基金のほうからこの部分を充当するという考えはございません。

ただ、基金残額につきましては、令和9年度からの第10期計画におきまして、皆様から頂戴する介護保険料の設定を決める際に、適正な金額を定めるため必要に応じて取り崩す等の対応をして、有効活用していく所存でございます。

3点目、申し訳ございません、課税か非課税の差でございますが、介護保険料は、保険料段階が18段階に分かれておりますが、このうち5段階未満の方が、非課税の方がいらっしゃる世帯となります。その5段階の中でも、年金の金額等で細かく分かれるんですけども、単純に5段階、市民税非課税の方と6段階、合計所得が一定以上ありまして市民税が課税の方の差で申し上げますと、年間で7,200円ほど差が生じるような形となります。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁をありがとうございました。

基金、あるいは財政的な状況で言うと、そこまで大きな影響が出るとは言えないのかなと思ってつつ、国としての方針ということで、非常に誤った方針だということに受け止めております。

今後も国に対しては、保険料徴収という形にするのではなくて補填すべきだということとは言っていたきたいと思います。今回、住民税非課税世帯の方が、非課税から課税になられる方というのは所得の大きい方ではありませんので、やっぱりそういった方々の負担が増えるという今回の議案については、反対をしたいと思っております。

また、3件目の質問になってしまうんですけど、課税から非課税になるとは逆に、非課税から新たに課税になった方、逆の方もいらっしゃると思うんですけど、そういった方への対応等はどうか、教えていただければと思います。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 御質問いただきました、非課税から課税になる方につきましてですけれども、今回の条例改正とは別に、国で特例減免の制度というものを準備してございまして、こちらの制度につきましては、給与所得控除の増により、就労調整により例年より多く働いた方が、給与所得控除の金額範囲内で収入が増えてしまって、令和7年度が非課税であったにもかかわらず令和8年度が課税となってしまった場合につきましては、非課税として取り扱ってもよいという、できる規定で、こちらのほうは対応を国のほうから指示をされてございます。

本市におきましては、できる規定ではございますが、介護保険被保険者の方の負担軽減のために実施する予定で現在、進めております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですか。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。質問はありません。今、いろいろ説明をいただきまして、国の税制改正にかなり介護保険事業が振り回されているという状況は分かりました。

介護保険の今回の会計なんですけれども、新型コロナウイルス感染症の収束後、介護サービスの利用料、利用率ですかね、上昇傾向にあります。サービスが必要な人への保険給付はしていかなければなりませんし、歳入と歳出のバランスを図って、安定した保険運営というのを進めていかなければならないとも思っています。

今回の議案につきましては、来年度に限ってということでの特例措置でありますので、介護保険会計の中の基金の活用なども含めまして、バランスの取れた運営をしていただきたいと思っておりますので、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺しょう委員長 挙手多数であります。よって、第17号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 6 第22号議案 令和7年度府中市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○渡辺しょう委員長 付議事件6、第22号議案 令和7年度府中市国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

説明は省略となります。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました第22号議案 令和7年度府中市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の国民健康保険特別会計補正予算は、財政運営の責任主体である東京都からの確定通知等に基づき、歳入歳出ともに本年度の執行見込みに合わせて行うもので、既定予算の増減を行うものでございます。補正額は、歳入歳出それぞれ3億8,220万8,000円を増額し、予算総額を239億2,939万4,000円とするもので、これは補正前の額に対しまして、1.6%の増となります。

以下、システムの8、9ページからの「歳入歳出 補正予算事項別明細書」によりまして、御説明申し上げます。

款の30都支出金、項の5都補助金、目の3保険給付費等交付金、節の5普通交付金、説明欄の1は、保険給付費が当初見込みより増加したことに伴い増額するもの。款の40繰入金、項の5、目の5一般会計繰入金、節の10保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、説明欄の1は、対象世帯に属する被保険者数が見込みより多かったことに伴い増額するもの。節の12保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、説明欄の1は、軽減対象世帯に属する被保険者が見込みより多かったことなどに伴い増額するもの。節の13未就学児均等割保険税繰入金、説明欄の1は、未就学児の被保険者の軽減額が見込みより少なかったことに伴い減額するもの。節の15職員給与費等繰入金、説明欄の1は、決算見込みに合わせて増額するもの。節の17産前産後保険税繰入金、説明欄の1は、対象となる出産被保険者の軽減額が見込みより少なかったことに伴い減額するもの。節の22財政安定化支援事業繰入金、説明欄の1は、高齢被保険者数割合によるもので、確定した補正係数が見込みより高かったため増額するもの。節の25その他一般会計繰入金、説明欄の1は、歳入歳出の見込額に合わせて減額するもの。款の45、項の5、目の5、節の5繰越金、説明欄の1は、前年度からの繰越金。

システム10、11ページに移りまして、款の50諸収入、項の15雑入、目の15、節の5第三者納付金、説明欄の1は、決算見込みに合わせて減額するもの。以上、補正前の歳入合計235億4,718万6,000円に対しまして、今回の補正額は、3億8,220万8,000円の増額で、補正前の額に対しまして、1.6%の増となり、歳入合計は、239億2,939万4,000円となります。以上で歳入の説明を終わります。

引き続きまして、システム12、13ページからの歳出について、御説明申し上げます。

款の5総務費、項の5総務管理費、目の5一般管理費、説明欄の1は、決算見込みに合わせて増額するもの。款の10保険給付費、項の5療養諸費、目の5一般被保険者療養給付費、説明欄の1の1は、決算見込みに合わせて増額するもの。目の15一般被保険者療養費、説明欄の1の1は、決算見込みに合わせて増額するもの。項の10高額療養費、目の5一般被保険者高額療養費、説明欄の1の1は、決算見込みに合わせて増額するもの。

款の18国民健康保険事業費納付金、項の5医療給付費分、目の5一般被保険者医療給付費は財源更正でございます。なお、以下、補正額がゼロ円で、説明欄の記載が財源更正となっているものにつきましては、いずれも、財源の内訳を変更する財源更正でございますので、説明を省略させていただきます。

システム14、15ページに移りまして、款の25保健事業費、項の3、目の5特定健康診査等事業費、説明欄の1は、特定健康診査等の決算見込みに合わせて減額するもの。款の35諸支出金、項の5償還金及び還付金、目の5償還金、利子及び還付金、説明欄の1は、保険給付費等交付金等の額確定に伴う国庫・都支出金精算返還金で増額するものでございます。

以上、補正前の歳出合計235億4,718万6,000円に対しまして、今回の補正額は、3億

8,220万8,000円の増額で、補正前の額に対しまして、1.6%の増となり、歳出合計は、239億2,939万4,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 それでは、これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしくお願ひします。

今回の補正予算についてなんですが、保険の給付費が見込みより増額しているということでの補正もありますが、そうした傾向について教えてください。

2件目、保健事業費が見込みを下回ったということと言うと、これは例えば健康診断の受診者が見込みを下回っていると、そういう理解でよいのかという点をお聞かせください。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 まず初めに、保険給付費の見込みを上回ったことについてでございますが、傾向としましては、被保険者は減っているのですが、1人当たりの医療費というのが増えていまして、要因として、医療の高度化であったり高額薬剤の普及、そういったものが、要素として考えております。

特に顕著なのが、入院時の医療費が非常に増えてきているというところで、今回、高額療養費の部分でも補正額が増えているんですが、傾向としては入院が増えているというところが、予想として捉えているところでございます。

続きまして、保健事業の減額のところですが、こちらについては受診者が、予算時にはある程度、目標値的な形で受診率を設定しておりまして、令和7年度当初予算ですと受診率53%を想定して予算を組んでいたところなんですが、令和7年度の実績としては48.8%となっております、そういった差分のところでは減額補正に至ったところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁をありがとうございました。1人当たりの医療費が増えているという傾向で、理解しました。

そうなりますと、特に高額医療が増えているとなると、日常的な大病にならないための予防だったり、そういったことが大事になってくるのかなと、自分自身にも耳を痛く聞かせていただきましたが、保健事業費については予算を下回ったということですが、これは昨年とかと比べたら今回、健康診断の受診者は増加傾向にあるか、あるいは減少しているのか、前後の傾向を2回目に教えていただけないでしょうか。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 健康診査の受診状況なんですが、受診率としましては、令和6年度が49.1%でして、今年度が48.8%となっておりますので、率としては今年度は減少したというところがございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 分かりました。その点は理解しました。

なかなか健康診断を受けるための、こういった形で進めていくのかというのは市としても課題で、これまでもいろいろ取り組んできていると思いますので、また予算等、そういったところでもいろいろ議論していきたいと思っています。ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。マイクをお願いします。

○奥村さち子委員 すみませんでした。1点、質問をさせていただきます。

こちらの予算にも絡んでくることだと思うんですけども、一つ確認なんですけれども、昨年度まで保険加入者全員に発行しておりました医療費のお知らせが、今年度は発行しないという情報がホームページに12月1日付で掲載をされていましたが、この経緯

について教えてください。

以上、お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 医療費のお知らせについてですが、今年度から、従前は全員にお送りしていたものを、申請いただいた方のみにお送りするという対応に切り替えております。

理由としましては、マイナ保険証、マイナンバーカードの保有者が増えてきているところで、実際に医療費の情報というのは、国が作っているマイナポータルというので大体、受診月の2か月後から御自身で見られるような運用に切り替わってしまっていて、そういったところで、市としても、医療費のお知らせを一括で送るというよりは、マイナポータルで医療費の状況を随時確認できるものですので、そういったところで、受診履歴の確認であったりとか、健康を見直すきっかけにつなげていただきたいという考えの下で、対応を変更しているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 マイナポータルで閲覧できるからということで、全員に郵送はしなかったということは分かりました。

これまで、通知については、たしか業者委託で印刷や郵送を依頼していたと思うんですけども、この決定についてはいつ決まったのでしょうかということと、補正予算の中にはそういった部分が見えているところがあるのかということを確認させてください。業者への委託費が減額になったと思うので、その金額も教えていただきたいと思えます。

以上、お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 今回の医療費のお知らせの見直しがいつ決まったかというところですが、今年度に入って、システムの標準化という、国のほうの標準仕様書にシステムを切り替えるという作業がございまして、それで、12月にシステム切替えになったんですが、システムの切替えをする中で、医療費のお知らせについては従前、業者に一括で印刷、封入、封緘、作成していたんですけども、システム切り替わりによって、個別に医療費のお知らせを発行できるような運用になるというところが分かりましたので、今年度の中頃に、システムの標準化の状況が見えてきたところもございまして、運用方法を切り替えたというところがございます。

次に、3月補正への影響についてなんですが、印刷の封入、封緘の委託料、こちらのほうが当初予算だと約116万円ほど見込んでいたことがございますので、今回、特定健康診査等事業を減額補正していますので、その中にマイナス分というのも含まれている状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。今年度、決まったシステムの改修に従ってということなんですけれども、医療費のお知らせの本来の目的というのは、保険加入者が、自身の治療費などにかかった医療費について間違った請求がないかを確認することとか、あと、自身の医療費の自己負担分、また、保険給付分を確認することで、健康保険事業の健全な運営を図るためであると理解をしております。

希望者はマイナポータルで確認すればいいということで、それ以外の方は申請してくださいということの方法というのが、健康保険事業の健全な運営を損なうのではないかとちょっと懸念をしております。

他市の状況、府中市以外でこういった取組をされているところがあるのかということを確認させていただきたいのと、今回、マイナポータルで確認するというので、申請、

マイナポータルで確認できない方とか、実際に窓口に来て申請した方とか、あとホームページから申請書を入力した方とか、そういった件数について教えていただきます。

私は、加入者全員配付ということは、また戻すべきだと考えておりますけれども、その件数について、最後に教えてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 医療費のお知らせ一斉送付をしていない自治体ですが、こちらのほうで調査した結果、26市中、8市で一斉送付をしていないというところは確認をしているところがございます。

最後に、申請件数のところですが、ちょうど今、確定申告の時期とかもありまして、申請者が増えてきているところはあるんですが、概算ですと約600件ほど、申請をいただいているような状況でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 お諮りいたします。本件については、可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第22号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 7 第23号議案 令和7年度府中市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○渡辺しょう委員長 付議事件7、第23号議案 令和7年度府中市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明は省略となります。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました第23号議案 令和7年度府中市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入につきましては、賦課実績の決算見込みに合わせて特別徴収及び普通徴収保険料を増額させるほか、一般会計繰入金を歳入歳出の決算見込みに合わせて増額し、繰越金を前年度からの繰越金に合わせて増額します。そのほか、執行見込みに合わせて受託事業収入を減額し、負担金等の精算が確定したことなどに伴い、雑入を増額いたします。また、歳出におきましては、一般管理費の人件費を減額し、東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」と言います。）への納付金を執行見込みに合わせて増額するほか、健康診査費を執行額に合わせて減額及び他会計繰出金を増額するなど、既定予算の増減を行うものでございます。補正額は、歳入歳出それぞれ2億6,128万7,000円を増額し、予算総額を72億106万7,000円とするもので、これは、補正前の額に対しまして、3.8%の増となります。

以下、システムの8、9ページからの「歳入歳出 補正予算事項別明細書」によりまして御説明申し上げます。款の5、項の5後期高齢者医療保険料、目の5特別徴収保険料、節の5現年度分、説明欄の1は、賦課実績の決算見込みに合わせて増額するもの。目の10普通徴収保険料、節の5現年度分、説明欄の1は、賦課実績の決算見込みに合わせて増額するもの。款の15繰入金、項の5、目の5一般会計繰入金、節の5療養給付費繰入金、説明欄の1は、広域連合納付金の財源に充てるもので、決算見込額に合わせて増額するもの。節の10保険基盤安定繰入金、説明欄の1は、広域連合納付金の財源に充てるもので、決算見込額に合わせて減額するもの。節の15事務費繰入金、説明欄の1は、

広域連合納付金の財源に充てるもので、決算見込額に合わせて減額するもの。節の20保険料軽減措置繰入金、説明欄の1は、広域連合納付金の財源に充てるもので、決算見込額に合わせて増額するもの。節の25その他一般会計繰入金、説明欄の1は、健康診査費等の決算見込額に合わせて減額するもの。款の20、項の5、目の5、節の5繰越金、説明欄の1は、前年度からの繰越金、款の25諸収入、項の20、目の5受託事業収入、説明欄の1は、決算見込額に合わせて減額するもの。

システム10、11ページに移りまして、項の25、目の10雑入、説明欄の1は、令和6年度の健康診査の受診率やジェネリック医薬品使用率等に応じて配分される特別調整交付金の確定額に合わせて増額するもの。2は、令和6年度葬祭費負担金の精算確定額に合わせて増額するもの。3は、保険料特別返還金支給対応補助金収入の交付見込に合わせて増額するもの。

以上、補正前の歳入合計69億3,978万円に対しまして、今回の補正額は2億6,128万7,000円の増額で、補正前の額に対しまして、3.8%の増となり、歳入合計は、72億106万7,000円となります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、システムの12、13ページに移りまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

款の5、項の5、総務費、目の5一般管理費は、決算見込みに合わせて減額するもの。款の10、項の5、目の5後期高齢者医療広域連合納付金。説明欄の1の1から5は、広域連合からの決算見込み通知に基づき、それぞれ増額または減額するもの。款の15保健事業費、項の5健康保持増進事業費、目の5健康診査等費、説明欄の1は、健康診査の実績に合わせて減額するもの。款の20諸支出金、項の5償還金及び還付加算金、目の5償還金及び還付加算金。説明欄の1は、特別返還金が生じたことにより、増額するもの。項の10繰出金、目の5他会計繰出金、説明欄の1は、広域連合受託事業収入に過年度分の精算返還金が生じたことなどにより、増額し、一般会計に繰出すもの。

以上、補正前の歳出合計69億3,978万円に対しまして、今回の補正額は、2億6,128万7,000円の増額で、補正前の額に対しまして、3.8%の増となり、歳出合計は、72億106万7,000円となります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 それでは、これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく申し上げます。

今回、歳入について、保険料収入の増額の補正が、昨年の補正と比べたらやや大きいのかなという印象を持ったんですけど、今回の保険料収入の補正について、お聞かせいただきたいと思います。

また、歳出の医療給付については、たしか10月から医療費の2割負担の激変緩和措置がなくなったということが状況としてあるんですが、そういった影響等は見受けられるのかという点を確認したいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず、歳入の保険料についてでございますが、当初予算を組む段階で、保険料は広域連合のほうに納付するような形になりますので、広域連合が示す保険料の負担金、それ見合いである程度、歳入予算も組んでいるところがございまして、今回、令和7年度当初予算ですと、令和6年度中に広域連合のほうで、令和5年度実績を基に保険料を算出しているところがございまして、ずれの要素としましては、団塊の世代の方が後期高齢者医療に、ここで結構加入してきているという状況がございましたので、そちらの加入が見込みを上回って、被保険者が想定を上回ったことから保険料額というのも増えたというところが、補正の理由になってございます。

続きまして、2点目の激変緩和措置の影響についてというところでございますが、こちらについては広域連合のほうからも、正確に府中市で幾ら影響が出ているかとか、そういったところはちょっと把握できていないところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 ありがとうございます。保険料の増額補正については、団塊の世代の加入が見込みを超えていることや実務上の理由ということで、理解をしました。

医療給付については、激変緩和措置がなくなったことでの受診控えだったり、そういったことを結構心配はしているんですが、これは今後にも関わってくることであるので、注視をしていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。高津委員。

○高津みどり委員 御説明をありがとうございました。

システムの12ページ、13ページの歳出のところでお伺いします。一般管理費のところ、職員給与が一般職で9人、600万円の減となっているんですが、この要因について教えてください。

同じページの健康診査のところでも、保健事業費のところ、健康診査に係る経費が減っています。これは審査を受ける人が減っているということなんでしょうか。その状況について教えてください。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 まず初めに、職員給与費の減額の理由でございまして、こちらについては、職員が1人、産休取得中でして、年間を通して産休というところで実績がなかったことから、減額をするものでございます。

次に、健診費の減額についてですが、こちらは健康診査のところ、予算想定ですと受診率64%を見込んで予算を組んだところなんですが、実際の受診率としましては61.85%というところで、その差分で減額補正に至ったものでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。高津委員。

○高津みどり委員 ありがとうございます。そうしますと、13ページのところで、一般職9人と書いてあったものですから、9人当たりなのかなと思ったら、1人分のということですね。の分が減ったということですね。分かりました。ここは確認できました。

それと、健康診査についても、見込みよりも減ったということで、状況的には大体同じような感じなんでしょうか。減っている感じなのか。後期高齢者は増えている状況なんだけれども、実際の診査というところでは、なかなか受けられないという方が多いのか、それとも、一般に病院に通われている方たちもいるので、わざわざ診査をしなくてもというところもあるのかなとも思ったんですが、状況的なところではどんなものなのか、教えてください。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず1点目に、ちょっと先ほどの答弁で訂正させてください。職員の休暇については、産休ではなくて、育休中の職員でした。申し訳ございません。

続きまして、健診の動向でございまして、今年度の受診率については、昨年度よりも若干、0.06%ぐらい上がっている状況にございます。府中市の後期高齢医療の健診の状況ですと、26市中ですと2番目に高い受診率になっていまして、従前から、ほかの市と比べると高い受診率は維持できているのかなというところはございますが、今、受診期間が夏場というところもありますので、受診しやすい環境とかそういったものは、受託者である医師会とも協議しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- 渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。高津委員。
- 高津みどり委員 ありがとうございます。後期高齢者は介護保険のこととかもありますし、介護に至らないようにというところでは健康診査は非常に重要なと思いますので、引き続き、多くの方に健診していただけるようにやっていただければと思います。よろしく願いいたします。
- 以上です。
- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。お諮りいたします。本案については、可決することに御異議はありますか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第23号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 8 第24号議案 令和7年度府中市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 渡辺しょう委員長 付議事件8、第24号議案 令和7年度府中市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
- 説明は省略となります。
- 〈文書資料〉
- 説明員 ただいま議題となりました第24号議案 令和7年度府中市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明させていただきます。
- 今回の補正は、歳入歳出ともに本年度の執行見込みに基づきまして、既定予算の増額を行うため、所要の予算措置を行うものでございます。補正額は、歳入歳出それぞれ2億3,100万円を増額し、予算総額を207億5,400万4,000円とするものでございまして、これは補正前の額に対して、1.1%の増となります。
- それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして、歳入から御説明させていただきます。
- システムの8、9ページをお願いいたします。
- 款の45繰入金、項の10基金繰入金、目の5介護給付費等準備基金繰入金は、2億3,000万円の増で、説明欄1は、介護給付費が見込みを上回ったことに伴い、増額するもの。目の20高額介護サービス費等資金貸付基金繰入金は、100万円の増で、説明欄1は、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金廃止に伴い、繰り入れするもの。
- 以上、補正前の歳入合計205億2,300万4,000円に対しまして、今回の補正額は、2億3,100万円の増額で、207億5,400万4,000円とするものでございます。
- 以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。
- 引き続きまして、システムの10、11ページからの歳出につきまして、御説明申し上げます。款の10保険給付費、項の5介護サービス等諸費、目の5介護サービス等諸費は、1億5,000万円の増で、説明欄1は、要介護認定者の施設介護サービスに係る保険給付費が見込みを上回ったことにより増額するもの。項の7介護予防サービス等諸費、目の5介護予防サービス等諸費は8,000万円の増で、説明欄1の1は要支援認定者の介護予防サービスに係る保険給付費が見込みを上回ったことにより増額するもの。2は、要支援認定者のケアプラン作成に係る保険給付費が見込みを上回ったことにより増額するもの。款の25基金積立金、項の5基金積立金、目の5介護給付費等準備基金費は100万円の増で、説明欄1は介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金廃止に伴う繰り入れにより増額するもの。
- 以上、補正前の歳出合計205億2,300万4,000円に対しまして、今回の補正額は、2億

3,100万円の増額で、207億5,400万4,000円とするものでございます。

以上を持ちまして、令和7年度府中市介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 それでは、これより質疑・意見を求めます。御発言はございませんか。奥村委員。

○奥村さち子委員 質問を1件、お願いいたします。

今回の補正では、基金を繰り入れて介護サービスと介護予防サービスの給付費に充てておりますけれども、介護サービス、また、介護予防サービスの増えた要因といますか、増加したサービスなど、特徴などがありましたら教えてください。

以上、お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 御質問いただきました、サービスの増えた状況でございますが、まず、施設サービスが増えてございますが、計画との乖離が生じた理由といたしましては、第9期計画策定時になかった市内の特養ホームの定員数の増が1点と、あと、介護医療院が新たに開設されまして、併せてこちらは19床ほど施設利用枠が増えたこと等により、計画では見込めなかった分、給付が増えている状況になります。

予防給付につきましては、こちらは高齢化の進展に伴う利用者数の増ですとか、団塊の世代の方が全員75歳以上の後期高齢者となったことに伴いまして、介護予防サービスの利用増がございまして、こちら当初の介護サービスの見込みよりも、実際に使用した量のほうが増えたことで、今回、増額補正をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 御答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。状況は分かりました。団塊の世代が75歳以上になったということで、予防のほうも、かなり事業を利用されている方も増えているということが分かりました。

もう1点、質問させていただきたいんですけれども、令和7年度までの要介護と要支援の認定者数の推移などが分かりましたら、教えていただきたいと思っております。お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。（「少々お待ちください」と呼ぶ者あり）答弁できそうですか。（「大変申し訳ございません。」と呼ぶ者あり）お願いします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 要支援・要介護認定者数の推移でございますが、令和7年度から遡りで申し上げます。

令和7年度、こちらは9月末現在の数値でございますが、要支援の方は1、2を合わせまして4,005人、要介護の方は8,313人の合計1万2,318人となっております。令和6年度、こちらからは年度末時点になりますが、令和6年度、要支援の方の合計数3,878人、要介護の方8,135人の合わせまして1万2,013人、令和5年度につきましては、要支援の方3,630人、要介護の方8,152人、合わせまして1万1,782人、令和4年度につきましては、要支援の方3,451人、要介護の方8,053人の合わせまして1万1,504人、令和3年度につきましては、要支援の方3,556人、要介護の方7,889人、合計1万1,445人となっております。凸凹はございますが、基本的には増加傾向にあるものと捉えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 分かりました。要支援の方が増えているという状況を確認させていただきました。ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御異議なしと認め、第24号議案は可決すべきものと決定いたしました。

## 9 第29号議案 令和8年度府中市国民健康保険特別会計予算

○渡辺しょう委員長 付議事件9、第29号議案 令和8年度府中市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました第29号議案 令和8年度府中市国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

システムの14、15ページをお願いいたします。

本予算につきましては、主に療養諸費等の保険給付費について、直近の実績等に基づき、歳入は都支出金を、歳出は保険給付費を増額しております。初めに歳入でございますが、歳入歳出予算事項別明細書の説明欄を中心に順次御説明いたします。款の5、項の5国民健康保険税、目の5一般被保険者国民健康保険税、節の20医療給付費分現年課税分、説明欄の1の調定額は、前年度対比18.9%の増、節の23後期高齢者支援金分現年課税分、説明欄の1の調定額は前年度対比26.7%の増、節の25介護納付金分現年課税分、説明欄の1の調定額は前年度対比17.4%の増、節の27子ども・子育て支援納付金分現年課税分、説明欄の1の調定額は対前年比皆増で、ここまではいずれも収入歩合を94.0%と見込んでいます。節の30医療給付費分滞納繰越分、節の33後期高齢者支援金分滞納繰越分及び節の35介護納付金分滞納繰越分の説明欄の1は、いずれも収入歩合を27.0%と見込んでいます。目の10退職被保険者等国民健康保険税、この目の減額的主要理由は対象者の減によるものでございます。節の20医療給付費分現年課税分、説明欄の1は科目存置でございます。節の23後期高齢者支援金分現年課税分、説明欄の1は科目存置でございます。節の25介護納付金分現年課税分、説明欄の1は科目存置でございます。節の30医療給付費分滞納繰越分、説明欄の1は収入歩合を10%と見込んでいます。節の33後期高齢者支援金分滞納繰越分、説明欄の1は科目存置でございます。節の35介護納付金分滞納繰越分、説明欄の1は収入歩合を10%と見込んでいます。なお、保険税の算定区分につきましては、御覧のとおり、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び新設されました子ども・子育て支援納付金分を加えた4区分構成となっております。また、各区分の税率等につきましては、改定後の新税率等を用いて積算しております。医療給付費分が、所得割率5.6%、均等割額2万8,720円、課税限度額66万円。後期高齢者支援金分が、所得割率1.92%、均等割額9,640円、課税限度額26万円。介護納付金分が、所得割率1.80%、均等割額1万1,440円、課税限度額17万円。子ども・子育て支援納付金分が、所得割率0.30%、均等割額1,900円、18歳以上均等割額100円、課税限度額3万円でございます。なお、低所得者などに対して行う均等割額の軽減につきましては、7割、5割、2割の軽減措置、未就学児に対する均等割額の5割の軽減措置及び出産被保険者に対する産前産後の保険税減額措置を引き続き実施します。

システム16、17ページに移りまして、款の10、項の5、目の5、節の5一部負担金、説明欄の1は科目存置でございます。

款の15使用料及び手数料、項の5手数料、目の5、節の5総務手数料、説明欄の1は4件分、款の20国庫支出金、項の10国庫補助金、目の17社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、この目の減額の理由は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の対象事業の減によるものでございます。節の5社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、説明欄の1はマイナンバーカードの保険証利用の周知に係る経費に対する

もの、目の35、節の5災害臨時特例補助金、説明欄の1は東日本大震災の被災者への一部負担金及び保険税免除に対するもの、款の30都支出金、項の5都補助金、目の3保険給付費等交付金、節の5普通交付金、説明欄の1は保険給付に要する経費に対して交付されるもの、節の10特別交付金、説明欄の1は、保険者努力支援制度、特別調整交付金など、市町村の事業等に応じた財政の調整を行うもの、目の5、節の5都補助金、説明欄の1は国民健康保険事業健全化に資するための助成分で、収納率等、市町村平均との差に応じて受けられるもの、款の35財産収入、項の5財産運用収入、目の5利子及び配当金、この目の増額の理由は、預金利子の利率の見直しによるものでございます。節の5利子及び配当金、説明欄の1は、当該基金の預金利子を見込んだもの、款の40繰入金、項の5、目の5一般会計繰入金、節の10保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、この目の減額の主な理由は税率改定に伴う繰入金の減によるものでございます。説明欄の1は低所得者の保険税軽減対策に対するもの、節の12保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、説明欄の1は低所得者の人数に応じて、保険税の一部を公費で負担するもの。

システム18、19ページに移りまして、節の13未就学児均等割保険税繰入金、説明欄の1は未就学児の均等割軽減に対するもの、節の15職員給与費等繰入金、説明欄の1は人件費、事務経費に対するもの、節の17産前産後保険税繰入金、説明欄の1は産前産後の保険税減額に対して公費で負担するもの、節の22財政安定化支援事業繰入金、説明欄の1は被保険者数に占める高齢者の割合が高い保険者に対するもの、節の25その他一般会計繰入金、説明欄の1は、保険税の負担軽減、国保財政の安定化及び事業費納付金の財源として市から繰り入れるもの、款の45、項の5、目の5繰越金、説明欄の1は科目存置でございます。款の50諸収入、項の5延滞金、加算金及び過料、目の5、節の5延滞金、説明欄の1は前年度と同様、目の10、節の5加算金、説明欄の1は科目存置でございます。項の10、目の5市預金利子、この目の増額の理由は、預金利子の利率の見直しによるものでございます。節の5預金利子、説明欄の1は、当該歳計現金口座の預金利子を見込んだもの、項の15雑入、目の5、節の5滞納処分費、説明欄の1は科目存置でございます。目の10、節の5返納金、説明欄の1は、資格喪失後受診などに対するもの、目の15、節の5第三者納付金、説明欄の1は交通事故など第三者行為に対するもの、目の20、節の5雑入、説明欄の1は自己負担割合が1割で、本則2割との差である1割相当分、2は、オンライン決済申請者が負担する証明書の郵送代。

以上、歳入合計は、244億9,135万7,000円で前年度予算額235億4,718万6,000円に対しまして、9億4,417万1,000円、4.0%の増となります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、システムの20ページ、21ページに移りまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

款の5総務費、項の5総務管理費、目の5一般管理費、説明欄の1は職員12名分、2は基幹システムのサービス利用に係る経費、3は郵便料、消耗品などの事務費、キャッシュレス決済手数料並びにレセプト点検・情報集約システム委託料など、目の10運営協議会費、説明欄の1は委員報酬17名分、2は協議会の賄費、目の15趣旨普及費、この目の減額の主な理由は、前年度が資格確認書の更新の年であったため、印刷費を減額したことによるものでございます。説明欄の1は啓発用パンフレットの作成などに係る経費、目の20国保団体連合会負担金、説明欄の1の1は記載の会費負担金、項の10徴税費、目の5賦課徴収費、説明欄の1は、職員8名分、2は月額制会計年度任用職員1名分、3は基幹システム利用に係る経費、4の1は地方税統一QRコード決済の負担金、5は時間額制会計年度任用職員の報酬、郵便料及び印刷費等の納税通知書発送に係る経費並びにコンビニ収納委託費、款の10保険給付費、項の5療養諸費。

システム22、23ページに移りまして、目の5一般被保険者療養給付費、説明欄の1の1は786,641件分、目の10退職被保険者等療養給付費、説明欄の1の1は科目存置でございます。目の15一般被保険者療養費、説明欄の1の1は18,296件分、目の20退職被保険

者等療養費、説明欄の1の1は科目存置でございます。目の25審査支払手数料、説明欄の1は786,641件分、項の10高額療養費、目の5一般被保険者高額療養費、説明欄の1の1は33,530件分、目の10退職被保険者等高額療養費、説明欄の1の1は科目存置でございます。目の15一般被保険者高額介護合算療養費、説明欄の1の1は184件分、目の20退職被保険者等高額介護合算療養費、説明欄の1の1は科目存置でございます。項の13移送費、システム24、25ページに移りまして、目の5一般被保険者移送費、説明欄の1の1は2件分、目の10退職被保険者等移送費、説明欄の1の1は科目存置でございます。項の15出産育児諸費、目の3出産育児一時金、説明欄の1の1は140件分、目の10支払手数料、説明欄の1は、医療機関への直接支払制度に伴う事務費で140件分、項の20葬祭諸費、目の5葬祭費、説明欄の1の1は280件分、項の30、目の5結核・精神医療給付金、説明欄の1の1は24,224件分、傷病手当金は前年度対比のために記載したものでございます。款の18国民健康保険事業費納付金、項の5医療給付費分、目の5一般被保険者医療給付費、説明欄の1の1は東京都国民健康保険医療給付事業に資するため、本市の医療費水準及び所得水準等に基づき、都が算定し、これを本市で負担するもの。

システム26、27ページに移りまして、項の10後期高齢者支援金等分、目の5一般被保険者後期高齢者支援金等、説明欄の1の1は東京都国民健康保険後期高齢者支援金等事業に資するため、本市の医療費水準及び所得水準等に基づき、都が算定し、これを本市で負担するもの、項の15介護納付金分、目の5介護納付金、説明欄の1の1は東京都国民健康保険介護納付金事業に資するため、本市の医療費水準及び所得水準等に基づき、都が算定し、これを本市で負担するもの、項の20子ども・子育て支援納付金分、目の5子ども・子育て支援納付金、この目の増額の理由は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うものでございます。説明欄の1の1は東京都国民健康保険子ども・子育て支援納付金事業に資するため、都が算定し、これを本市で負担するもの、款の25保健事業費、項の3、目の5特定健康診査等事業費、説明欄の1は特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業、ジェネリック医薬品差額通知及び医療費通知等に係るもの、2の1は東京都国民健康保険団体連合会への負担金で、特定健康診査の対象となる40歳以上の被保険者34,000人分、款の30、項の5公債費、目の5利子、説明欄の1は年度当初の歳入不足に、一時借入した場合の利子償還を見込んだもの。

システム28、29ページに移りまして、款の35諸支出金、項の5償還金及び還付金、目の5償還金、利子及び還付金、説明欄の1は、前年同様、2は、科目存置でございます。款の40、項の5、目の5予備費、説明欄の1は、前年同様。

以上、歳出合計は、244億9,135万7,000円で前年度予算額235億4,718万6,000円に対しまして、9億4,417万1,000円4.0%の増となります。

以上をもちまして、令和8年度国民健康保険特別会計予算歳入歳出予算の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 説明は省略となりますので、これより質疑・意見を求めます。お願いいたします。

○平井雅士保険年金課長 申し訳ありません。答弁の訂正を1件お願いしてよろしいでしょうか。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○平井雅士保険年金課長 ありがとうございます。

本日の第16号議案の審議中に奥村委員からの御質問に対しまして、本市の国保財政健全化計画の策定年度の答弁に誤りがありました。令和5年の国保財政健全化計画を策定という答弁を申し上げたんですけども、正しくは、平成30年に策定し、令和5年に見直した計画ということになります。

よろしく申し上げます。おわびいたします。

○渡辺しょう委員長 奥村委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

それでは、改めて質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく申し上げます。

歳入については、保険料収入が前年よりかなり伸びた上で、繰入額が減少するというのは、先ほど審議のあった条例を見込んでということで、その確認をしたいと思います。

また、歳出に行きまして、東京都に納めている事業費納付金について、たしか前年と比べて減額で出ていたかと思うんですが、その理由についてお聞かせください。

また、保健事業費の予算が減額で出ておりますが、これは加入者全体が減っているとかそういった理由なんでしょうか。ちょっとここについてお聞かせください。

あと、国保の運営全般になるんですが、マイナ保険証の取得率や利用率といったものが、現時点での傾向について教えていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁お願いたします。お願いたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず初めに、保険料収入が上回ったことで繰入れが減ったかというところがございますが、こちらは委員のお見込みのとおり、税率改定によって税金が増えていますので、その結果、法定外繰入金が増えているというところがございます。

続きまして、東京都に納付する事業費納付金についてでございますが、医療分のところで減少しておりまして、こちら、事業費納付金算定に当たっては、現状ですと、令和6年度の給付費水準等を考慮しながら、被保険者の人数とか、所得構成とか、収納率とかもろもろ加味した上で計算するんですが、令和6年度の医療費の伸びが前年の伸びよりも下回ったというところと、あと一つ大きな要素として、事業費納付金を各市で納付しますと、東京都のほうで剰余金というのが発生しまして、今年度、令和6年度決算で剰余金が約200億円発生してまして、そのうち182億円を今回の事業費納付金の減算に充てた結果、医療分の事業費納付金が減少したものと捉えております。

続きまして、保険事業費についてでございますが、こちらは一番減少した要素としては、やはり被保険者の数が減少しているというところで、金額を前年度よりも減らしているというところがございます。

最後にマイナ保険証についてでございますが、昨年10月末時点で、登録率が62.26%、利用率が65.57%でございますが、登録率、利用率ともに増加傾向と捉えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 ありがとうございます。

まず、保険料収入と法定外繰入れについては、そのように理解いたしました。

事業費納付金については、たしか医療費の算定等の関係で、昨年も減少傾向にあったかと記憶しています。その中でこうした東京都に納める事業費の減少というのは、保険料を下げるようなそういった形に使っていくような、そういった考え方というのはあるのかという点、検討されてきたのかという点、確認したいと思います。

また、保健事業費については、被保険者の数の減少によるものということで理解をいたしました。

受診率の例えば目標だったりそういったものは、昨年と比べてどうかという点と、あと、府中市の国保の健康診断の受診状況というので、ほかの自治体等と比べて、状況や工夫されていることをお聞かせいただきたいと思います。

マイナ保険証の取得率、利用率については、増加の傾向にあるということで、分かりました。医療機関でのトラブル等、いまだにあるということは、時々報道等でもあることですので、そういった対応は、市に対しての相談については、引き続き丁寧に行っていただきたいということと、このマイナ保険証、登録の解除とかというのが、実績についてもし分かっただら、教えていただけないかと思っています。

以上、お願いたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず、事業費納付金のところですが、剰余金等を活用して、納付金の減算というところには充てているところですが、それで保険税率自体を下げるというところは考えておりません。

続きまして、健康診査の目標の部分ですが、現行の受診率というのがある程度横ばいになってきているところがございますので、現行の当初予算でも、保健事業実施計画上ですと、年々1%ずつ増やしていくというところの想定がございますが、予算の想定としましては、率は令和7年度当初予算と同率を想定して予算組みをしているところがございます。

続きまして、受診、他市との比較でございますが、こちらも26市中ですと、2番目に高い数字となっております。

最後に、マイナ保険証の解除の状況でございますが、現状把握している解除件数ですと、令和7年度時点で231世帯、271件の解除件数を受けているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁ありがとうございます。

納付金の減少については、保険料そのものが上昇傾向に今進められているので、利用被保険者の負担軽減という形には検討していただきたいとは、たしか昨年にも要望していたところでありますが、引き続きお願いしたいと思います。

また、保健事業費については、目標等、変わらないことを確認いたしました。

受診については、基本的に夏場になっている、暑い時期ということで、医師会等と相談しての改善を求めてもきましたが、やっぱり生活習慣病の予防ということで、医療費削減についても欠かせないものではありますので、引き続き取組をお願いしたいと思います。

マイナ保険証について、解除の件数については分かりました。

最後、意見をまた申し述べたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますか。山本委員。

○山本真実委員 ありがとうございます。歳入のところなんですけども、今回の子ども・子育て支援金分があることから、これが上乘せ分で、比較額が、増減率が、こちら24.3%、国保の歳入が上がっている。この増減率、令和7年度の予算書を見ると、増減率がマイナス4.0%なんですよね。今回は24.3プラスということで、これはちょっと、やはり歳入がプラスということは、やっぱり納税額が上がるといふ現れですので、この辺ちょっとどうお考えなのかというところ、すみません、ざっくりしていて、お知らせください。お願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 税収増をどのように考えるかというところでございますが、委員が御指摘のとおり、子ども・子育て支援納付金分が約1億8,000万円純増というところになっていきますので、そういったところも今回、金額が増える要素の一つとはなっているところと捉えております。

その他、令和8年度は税率改定という部分で考えているところがございますので、税率改定の影響で約5億9,000万円ほど、予算見込みで増えているところがございますので、そこについては必要な負担の税額というところで捉えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。お願いします。

○山本真実委員 加速化プランもあることですし、非常に難しいとは思いますが、自治体として、何ていたしますか、従うだけだと、有能な皆さんの力がもったいないと思うの

で、ぜひ抗うという姿勢を見せるためにも、今回だけは申し訳ありませんが、こちらの特別会計予算はちょっと賛成いたしかねますというところです。申し訳ありません。

ありがとうございます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますか。お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 申し訳ございません。先ほどの答弁で1点誤りがあったので、修正させていただきます。

からさわ委員の質疑のところ、受診率のところ、令和8年度予算は、令和7年度予算と同等の受診率を見込んでいると答弁してしまいましたが、実際には、令和8年度は1%引き上げて受診率を見込んでいるというところがございました。申し訳ございません。

○渡辺しょう委員長 よろしいですか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）ほかに御発言はございますか。奥村委員。

○奥村さち子委員 質問はありませんので、意見を申します。

国保の加入者は減少傾向なんですけれども、今回の来年度の予算案につきましては、歳入で、今お話がありましたけれども、国民健康保険税が昨年度比が24.3%、これは今回の税率を上げたということ、子ども・子育て支援納付金の部分があるということ。これは別ですね、すみません。そうではなくて、保険税が上がったということは、今回の税率を上げたということに影響しているということが分かりました。

一般会計の繰入金も前年度比がマイナス19.6%ということで、赤字削減を進めているという予算にもなっているということが分かりました。

先ほどの議案でも申しましたけれども、法定外一般会計繰入金の解消時期を前倒しにする方向ということで、国保の加入者の負担を急増させる今回の予算には異議がありますので、反対をいたします。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 意見を述べさせていただきます。

第16号議案のときにも申し上げたんですが、今物価の上昇が続く下で、それに見合った賃金が上がらないという中で、社会保険料の高さというのが本当に全国的にも課題になっている中で、保険料の引上げというものを含む予算に今回なっているわけでございます。

社保と国保の差がどんどん開いていく、より国保の負担が重くなっていく状況だと、加入者そのものも減っていく状況、悪循環に陥りかねないということも心配をしております。そういった国保の値上げを見通しての予算でありますので、今回、16号議案と同じ理由で反対させていただきます。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。高津委員。

○高津みどり委員 意見のみ述べさせていただきます。

私も運営協議会に参加させていただいておりますが、様々な形での意見ということがありました。

16号議案で、先ほど手塚委員からもお話がありましたように、皆さん様々な意見を申し述べておりました。特に物価高騰の中で、引き上げることに対してどうなのかという御意見が本当に多く述べられていたんですけれども、今まで府中市としては、本当に26市の中でも一番負担額が大きいということで、法定外繰入れにしても入れてきたということ、一般会計からの繰入れということで、かなりの努力をしてきた中で、このままでいくと、もっとこれを延ばしていくと、もっと先に大きな負担をしななければならないと、皆さんにやっていかなければならないというところで、本当に申し訳ないという思いではあるんですけれども、皆さんの中で、この時期に段階的にしっかりと値上げをしていくということで致し方ないのではないかとということで、全会一致での賛成ということになりました。

そういうことを踏まえまして、これからの負担額ということを考えていくと、これ以

上に皆さんに負担をかけていくというよりは、段階的に負担をお願いをしたいということでの了承ということで、今回、16号議案につきましても、条例改正をすることでということで賛成しておりますので、この予算につきましても賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺しょう委員長 手を下ろしてください。

念のため、お諮りいたします。本案に反対の方の挙手を求めます。

〔反対者挙手〕

○渡辺しょう委員長 ありがとうございます。手を下ろしてください。

ただいま、採決の結果、可否同数であります。よって、委員長は、委員会条例第16条第1項の規定により、可決すべきものと裁決いたします。よって、第29号議案は可決すべきものと決定いたしました。

#### 10 第30号議案 令和8年度府中市後期高齢者医療特別会計予算

○渡辺しょう委員長 付議事件10、第30号議案 令和8年度府中市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました第30号議案 令和8年度府中市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

システムの48、49ページをお願いします。本予算につきましては、後期高齢者医療制度の運営主体が東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」と言います。）になりますので、東京都全体の収入状況や医療費などの実績から広域連合が算定した数値と、本市の実績などを勘案し、算出しております。なお、保険料収入を積算するに当たりましては、広域連合が算定した保険料等負担金の金額や令和8年度保険料率の医療分の所得割率9.88%、均等割額53,300円、新設されました子ども・子育て支援金分の所得割率0.26%、均等割額1,300円を基に算出しております。

始めに歳入でございますが、歳入歳出予算事項別明細書の説明欄を中心に、順次御説明いたします。

款の5、項の5後期高齢者医療保険料、目の5特別徴収保険料、節の5現年度分、説明欄の1の調定額は前年度対比9.9%の増で、収入歩合を100%と見込んでいます。目の10普通徴収保険料、節の5現年度分、説明欄の1の調定額は前年度対比14.9%の増で、収入歩合を98.7%と見込んでいます。節の10滞納繰越分、説明欄の1は収入歩合を50.5%と見込んでいます。款の10使用料及び手数料、項の10手数料、目の5証明書手数料、節の5納付証明手数料、説明欄の1は20件分。款の15繰入金、項の5、目の5一般会計繰入金、節の5療養給付費繰入金、説明欄の1は自己負担割合が1割、2割負担者の医療給付費に対するもの、節の10保険基盤安定繰入金、説明欄の1は低所得者の保険料軽減対策に対するもの、節の15事務費繰入金、説明欄の1は広域連合の共通経費に対するもの、節の20保険料軽減措置繰入金、説明欄の1は広域連合独自の保険料軽減対策に対するもの、節の25その他一般会計繰入金、説明欄の1は健康診査の経費及び市の事務経費に対するもの、款の20、項の5、目の5、節の5繰越金、説明欄の1は科目存置でございます。款の25諸収入、項の5延滞金、加算金及び過料、目の5、節の5延滞金、

この目の増額の主な理由は、実績見込の増によるものでございます。説明欄の1は保険料の滞納に伴うもの、目の10、節の5過料、説明欄の1は科目存置でございます。項の10償還金及び還付加算金、目の5、節の5保険料還付金。説明欄の1は広域連合から還付される過年度保険料、目の10、節の5還付加算金、説明欄の1は、広域連合からの還付に伴うもの。

システムの50、51ページに移りまして、項の15、目の5市預金利子、節の5預金利子、この目の増額の理由は、預金利子の利率の見直しによるものでございます。説明欄の1は当該歳計現金口座の預金利子を見込んだもの、項の20、目の5受託事業収入、節の5健康診査等費受託事業収入、説明欄の1は健康診査事業に対するもの、説明欄の2は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に対するもの、節の10葬祭費受託事業収入、説明欄の1は葬祭費支給事業に対するもの、項の25、雑入目の5、節の5滞納処分費、説明欄の1は科目存置でございます。目の10、節の5雑入、説明欄の1は健康診査の啓発事務費に対するもの、2は科目存置でございます。

以上、歳入合計は、75億9,457万9,000円で前年度予算額69億3,978万円に対しまして、6億5,479万9,000円、9.4%の増となります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、システムの52、53ページに移りまして、歳出につきまして御説明申し上げます。款の5、項の5総務費、目の5一般管理費、説明欄の1は職員9名分、2は基幹システムのサービス利用に係る経費、3は令和7年度及び令和8年度中間納付分の消費税及び地方消費税の納付に伴うもの、4は郵便料、消耗品などの事務費、項の10、目の5徴収費、説明欄の1の1は地方税統一QRコード決済の負担金に係る経費、2は督促状等印刷費、郵便料、キャッシュレス決済及びコンビニ収納委託等の事務費、目の10滞納処分費、説明欄の1は科目存置でございます。款の7保険給付費、項の5、目の5葬祭費、説明欄の1は葬祭費支給に係る郵便料等の事務費、2の1は2,000件分、款の10、項の5、目の5後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄の1の1は自己負担割合が1割、2割負担者の医療給付費に対するもの。

システムの54、55ページに移りまして、2は本市で徴収した保険料及び延滞金分、3は保険料均等割軽減分、4は広域連合の共通経費、5は東京都広域連合独自の保険料軽減対策経費、款の15保健事業費、項の5健康保持増進事業費、目の5健康診査等費、説明欄の1は健康診査受診見込者数22,016人分の委託費、受診券印刷費及び郵便料、説明欄の2は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にかかる委託費及び文書料など、款の20諸支出金、項の5、目の5償還金及び還付加算金、説明欄の1は保険料過年度還付金の経費、2は還付に伴うもの、款の25、項の5、目の5予備費、説明欄の1は前年同様。

以上、歳出合計は、75億9,457万9,000円で、前年度予算額69億3,978万円に対しまして、6億5,479万9,000円9.4%の増となります。

以上をもちまして、令和8年度後期高齢者医療特別会計予算歳入歳出予算の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺しょう委員長 説明は省略となりますので、これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく申し上げます。

歳入についてなんですが、広域連合のほうの議論でも、来年度、保険料の値上げが見込まれていると聞いております。今回の予算もそれを反映したものであると受け止めておりますが、1人当たりの値上げ幅、保険料の値上げがどのぐらいのことになるかという点や、あと、加入者の経済状況等、広域連合でどういった議論があったのかという点について、あと、たしか2年ごとに保険料の方針等を改定されていくと思うんですけど、今回の保険料の値上げ幅についての状況、ほかの年度と比べて大きいのかどうなのかという、そういうことをお聞かせください。

あと2件目で、マイナ保険証の移行に伴って、資格確認書については、後期高齢については、マイナ保険証の登録の有無に関わらず、資格確認書をたしか一律に交付していたかと思えます。厚生労働省からの1月27日付の事務連絡で、75歳から84歳まで一斉交付するかどうかというのは広域連合に委ねるといような通達が出たという報道があったんですが、府中市を含めて、東京都ではどういう対応をされる予定かというのが決まっていたら、教えていただきたいと思えます。

3件目、後期高齢の保険の滞納者についての推移や傾向について、お聞かせください。以上、お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

まず初めに、1人当たりの保険料の値上げ幅でございますが、府中市ですと、令和7年度が1人当たり11万975円と見込んでおりましたが、令和8年度は1人当たり12万6,955円ですので、1万5,980円の増、割合としましては、14.6%の増となっております。

次に、加入者の経済状況等、広域連合でどのような議論をしてきたかというところでございますが、広域連合として基本的には、国から示される算定案等を基に、被保険者の状況であるとか、そういったものを勘案して、保険料の金額を算定してきたところがございます。経済状況というところだと、特に経済状況に特化したというところの議論ですと、特段把握はしておりません。

続きまして、2年ごとの保険料の値上げ幅なんですけど、今回の保険料の値上げ幅というものは、今回、過去では一番大きい値上げ幅になっているものと捉えております。

最後にマイナ保険証の対応でございますが、現状、東京都の後期高齢者医療広域連合としては、国からの通達等は来ていますが、方針としましては、まだ東京都からは出ていないので、この予算についても、通常どおり、マイナ保険証をお持ちの方に対しては資格情報のお知らせを、マイナ保険証をひもづけしていない方に関しては資格確認書を送る想定で予算を組んでいるところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 滞納者の推移。

○黒木俊二保険年金課長補佐 申し訳ございません。最後に滞納者の状況でございますが、こちらについては、収納率というところで見ますと、現状、令和6年度決算時点で99.4%というところがございます。前年度より0.1%増えている状況でございます。収納率という観点からいうと、滞納者が大幅に増えているとか、そういったところはないものと捉えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ答弁ありがとうございました。

滞納者については、徴収方法が基本的に天引きの形になりますので、比較的可なり高いということを確認いたしました。

また、歳入について、保険料についてなんですけど、今回、過去最高の値上げ幅になったというのは、実際の医療費が増えている影響もあると思うんですけど、国による制度改正だったりそうした影響も、子ども・子育て交付金は一つ理由だとは思いますが、そういったことがあるかという点についてと、後期高齢者医療制度、そもそもが75歳以上で区分けするものなので、財政的保険料は上がっていくような仕組みにどうしてもなっているという構造的な問題があるわけなんですけど、そうした構造上の問題や、国からのお金をきちんと入れて、保険料を安定させる必要はあると私は思っていますが、そういった国や東京都に対しての意見だったりそうしたことは、どういった形で出されているのかということ、そうした動きを2回目でお聞かせいただきたいと思えます。

マイナ保険証については、今回の予算では、東京都からの動きがまだ出ていない下で、

前回は行ったような資格確認書の一斉交付という形は行わない前提での予算になっているというように理解をいたしました。

そもそも資格確認書の一斉交付に国が至ったということは、マイナ保険証のシステム自体の窓口のトラブルもありますが、システムそのものが非常に分かりづらいものであって、後期高齢者に対応が、なかなか大変だということでの措置だったと思うので、これは来年も継続するような形で広域連合等でも出してほしいと、意見を上げてほしいと思います。これは要望です。

では2回目、答弁をお願いいたします。

- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。
- 黒木俊二保険年金課長補佐 1点目の保険料の引上げに係る部分ですが、子ども分以外で引上げされた部分としましては、診療報酬の改定が来年度予定されていますので、そういった部分で、子ども分以外でも値上げ幅というのは増えているものと捉えております。

続きまして、公費負担についてですが、東京都の広域連合としても、国のほうに公費負担の拡充の要望というのはしているところがございます、東京都ですと、特に所得の多い方が多い、高所得者が多いので、所得係数で1.55と高い所得係数になっていますので、国から普通調整交付金というものがもらえるのですが、それを5割分ぐらい、所得が多いということで減らされているというところがございますので、その分、所得割が、上げ幅が大きくなっているという現状がございます。それについては、ほかの都道府県との公平性もありますので、東京都もほかの都道府県と同じように交付をしてほしいというような要望を国に上げているところでございます。

以上でございます。

- 渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。
- からさわ地平委員 それぞれ答弁ありがとうございました。  
診療報酬の改定等の動きもある下での算定ということで、分かりました。  
あと、普通調整交付金等、広域連合から国への要望等が出ることは分かりました。  
ちょっと最後に意見をまた申し述べたいと思いますので、よろしく申し上げます。
- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。手塚委員。
- 手塚としひさ委員 すいません。広域連合への納付金の関係でお尋ねをさせていただければと思うんですけども、被保険者、75歳以上の方が増えていますから、この納付金も年々増加してきているのかなと認識しているんですけども、ちょっとその推移とかが分かればなんですけど、どのぐらい増えてきているのかということと、令和8年度、約71億円とかという予算になっているんだと思うんですけど、先ほど質問があって、値上げがあったからという話があるんですけども、万が一、値上げをしなければ、この納付金はもっと増えていたのかなというようなことを思うんですけども、その辺りは何か分析とかそういうのがあるのかどうか、数字的に分らなければ結構なんですけども、その辺りの状況はどういう状況になっているのかと。

何を聞きたいかということ、保険料が今回値上げによって上がると思うんですけども、その上がった分で府中市の納付金が減額されるような仕組みになっているのか、ちょっとその辺、どんな仕組みになっているのかということ、分かる範囲で教えていただきたいと思って質問したんですけども、分かる範囲で御答弁いただければと思います。

- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。
- 黒木俊二保険年金課長補佐 広域連合に支払う納付金のところなんですけども、直近の3年の推移でまずお答えさせていただきます。

令和5年度が約58億9,200万円、令和6年度が約63億7,700万円、令和7年度が64億6,000万円、今年度が71億200万円となっておりますので、伸びとしましては、今年度の伸び幅は増え続けているんですけども、子ども・子育て支援金等の影響もありまして、大きな伸びとなっているところでございます。

保険料を値上げしなかった場合に、どのように納付金に反映されるかというところだと、一概にどのようにというところでは難しいところがあるんですけど、まず、保険料納付金です。徴収した保険料は全て広域連合に支払う形になりますので、値上げしなければ、保険料納付金は減る形になります。

一方で、保険基盤安定負担金とか、軽減措置に係る部分というのは、保険料の金額が少なければ、その分、納付する金額も小さくなったりとかしますので、そちらについては、ちょっと一概に値上げしなかったらどうなるかというところは、なかなかお答えするのが難しいところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 分かりました。突然の質問だったので、恐縮だったんですけども、今回、今、御答弁があるように、急激に増えているというところなんで、その中身だけ最後に改めて、令和7年度と令和8年度の比較で、今までの推移に比べて極端に増えていますので、極端に増えたところ、被保険者の人数が増えているということが一番の要因なのか、その辺りを分かる範囲で教えてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○黒木俊二保険年金課長補佐 まず、金額の伸びの部分についてですが、被保険者の数というのは、団塊の世代の方の加入というのが、今年度である程度落ち着くようなところがございまして、令和8年度については、従前のような被保険者の伸びというのは、人数の伸びとしてはそこまで見込んでいないところがございまして、今回保険料の金額が上がった部分というのは、一番はやはり保険料率の改定という部分と、子ども・子育て支援金分が新たに追加されたということが大きな伸びの要因と捉えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 これから、一段落とは言いつつ、75歳以上の人口はこれからも着実に増えていくだろうということで、被保険者の数は増えていくだろうと思うので、ある程度やむを得ないかなと思いますが、一応、今回の予算については、賛成をいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。からさわ議員。

○からさわ地平委員 すいません、意見を述べさせていただきます。

今回、東京都広域連合が示した来年度の保険料については、前年度比の14.6%の伸びで、過去最大の上げ幅ということでありまして。しかし、高齢者の皆さんの暮らしの根幹である年金については、物価上昇に見合っただけ引き上げてはおりませんし、そうした中で、経済状況についての大きな、そうしたことに特化したような議論は、広域連合の中ではあまり行われていないというようなことも確認をいたしました。

この後期高齢者医療制度そのものの構造についても大きな問題があるということをも日本共産党は度々指摘もしてきましたが、今回、国による制度改正、子ども・子育て交付金だったり、高齢者負担率の改定だったり非常に問題のある中身になった上での値上げ幅だということには理解はいたしますが、根本的には、保険会計への国庫負担、国保についても、広域連合について、失礼しました。後期高齢についても増やすべきだと思いますし、今回の予算案についても、これまで以上の保険料の値上げという中身になっておりますので、日本共産党としては、反対をしたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。意見を述べさせていただきます。

今回の予算案では、診療報酬の単価が上がったことと、あと、また均等割、所得割の医療分が増加したということで、保険加入者の保険料は過去最大となっているという説

明がありました。国の全世代による子育て支援の拡充を後期高齢者に負担してもらうということですが、保険料が増えたということは非常に厳しいものと思っております。

介護保険制度の改定検討でも、介護サービスの利用者負担の見直しも継続して議論されているという現状もあります。この医療制度につきましては、国も東京都もある程度の軽減策に取り組んでいるということや、市が負担金、一般財源から補填されているということですが、やはり住民に近い自治体としては、年金生活が中心の後期高齢者の状況を把握をしていただきながら、さらなる低所得者への軽減制度というのを国に対しても、さらに拡充を求めていただきたいと思います。

本議案については、了承をいたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺しょう委員長 挙手多数であります。よって、第30号議案は可決すべきものと決定いたしました。

## 11 第31号議案 令和8年度府中市介護保険特別会計予算

○渡辺しょう委員長 付議事件11、第31号議案 令和8年度府中市介護保険特別会計予算を議題といたします。

〈文書資料〉

○説明員 第31号議案 令和8年度府中市介護保険特別会計予算について、お手元の「府中市介護保険特別会計予算書」に基づき御説明いたします。なお、ページ数につきましては全てシステムのもの表記しております。

72、73ページを御覧ください。初めに歳入でございますが、歳入歳出予算事項別明細書の説明欄を中心に順次御説明いたします。款の5保険料、項の5介護保険料、目の5第1号被保険者保険料、節の5現年度分特別徴収保険料、説明欄1は現年度分特別徴収保険料で収入歩合は100%、節の10現年度分普通徴収保険料、説明欄1は現年度分普通徴収保険料で、収入歩合は93.0%、節の15滞納繰越分普通徴収保険料、説明欄1は滞納繰越分普通徴収保険料で、収入歩合は18.6%を見込んでおります。款の15使用料及び手数料、項の10手数料、目の5総務手数料、節の5総務手数料、説明欄1は介護保険料納付証明書に係るもので4件分。款の20国庫支出金、項の5国庫負担金、目の5介護給付費負担金、節の5現年度分、説明欄1は介護給付費に係る国の負担金で、国の負担率は給付費に対して居宅給付分が100分の20、施設等給付分が100分の15、項の10国庫補助金、目の5調整交付金、節の5現年度分、説明欄1は第1号被保険者のうち、前期・後期高齢者の割合、所得段階との差による保険料基準額の格差を調整し交付されるもので保険給付費分については100分の3.26、介護予防・日常生活支援総合事業分については100分の3.26を見込んでおります。目の7地域支援事業交付金、節の5現年度分、この目の減額の理由は、重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に基づき、地域支援事業の一部を一般会計に移管することによるものでございます。説明欄1は地域支援事業に係る国の交付金で、介護予防・日常生活支援総合事業分が100分の20、地域包括支援センターの運営に係る包括的支援事業及び任意事業分が100分の38.5。システムの74、75ページに移りまして、社会保障充実分に係る包括的支援事業分が100分の38.5、目の17保険者機能強化推進交付金、節の5保険者機能強化推進交付金、説明欄1は高齢者の自立支援・重度化

防止等の取組を支援するための交付金で、高齢者人口と当該取組状況を勘案して交付されるもの、目の18介護保険保険者努力支援交付金、節の5介護保険保険者努力支援交付金、説明欄1は高齢者の介護予防及び重度化防止に関する取組について、さらなる推進を図るため、介護予防や健康づくりに対する取組を重点的に評価して交付されるもの、目の25災害臨時特例補助金、節の25災害臨時特例補助金、説明欄1は東日本大震災等の災害により介護保険料等を減免措置したのものに対するもの、款の25支払基金交付金、項の5支払基金交付金、目の5介護給付費交付金、節の5現年度分、説明欄1は第2号被保険者の保険料負担に相当するもので、介護給付費に係る支払基金の交付金で、交付割合は100分の27。目の10地域支援事業支援交付金、節の5現年度分、説明欄1は介護予防・日常生活支援総合事業に係る支払基金の交付金で、交付割合は100分の27、款の30都支出金、項の5都負担金、目の5介護給付費負担金、節の5現年度分、説明欄1は介護給付費に係る都の負担金で、都の負担率は給付費に対して居宅給付分が100分の12.5、施設等給付分が100分の17.5、項の15都補助金、目の5地域支援事業交付金、節の5現年度分、この目の減額の理由は、国庫補助金と同様に重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に基づき、地域支援事業の一部を一般会計に移管することによるものでございます。説明欄1は、地域支援事業に係る都の交付金で介護予防・日常生活支援総合事業分が100分の12.5、地域包括支援センターの運営に係る包括的支援事業及び任意事業分が100分の19.25、社会保障充実分に係る包括的支援事業分が100分の19.25、目の20認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業補助金、節の5認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業補助金、この目の増額の理由は、認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業補助金の補助対象である認知症高齢者等探索サービス事業委託料について、物価高騰による単価の増を見込んだことによるものでございます。説明欄1は、認知症の人と家族を支える地域づくりの推進に対するもので、補助率は10分の10、款の35財産収入、項の5財産運用収入、システムの76、77ページに移りまして、目の10利子及び配当金、節の5利子及び配当金、この目の増額の理由は、想定利率の上昇によるものでございます。説明欄1は記載の基金に係る利子収入、款の45繰入金、項の5一般会計繰入金、目の5介護給付費繰入金、節の5現年度分、説明欄1は介護給付費に係る市の負担分で、市の負担率は給付費に対して100分の12.5、目の7地域支援事業繰入金、節の5現年度分、この目の減額の理由は国庫・都補助金と同様に、重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に基づき、地域支援事業の一部を一般会計に移管することによるものでございます。説明欄1は地域支援事業に係る市の繰入金で、介護予防・日常生活支援総合事業分が100分の12.5、地域包括支援センターの運営に係る包括的支援事業及び任意事業分が100分の19.25、社会保障充実分に係る包括的支援事業分が100分の19.25、目の9低所得者保険料軽減繰入金、節の5現年度分、説明欄1は第1号被保険者に係る保険料の軽減に対する公費負担分、目の10その他一般会計繰入金、節の5職員給与費等繰入金、説明欄1は職員人件費に対するもの、節の10事務費繰入金、説明欄1は事務費に対するもの、項の10基金繰入金、目の5介護給付費等準備基金繰入金、節の5介護給付費等準備基金繰入金、説明欄1は介護保険事業計画において、当該基金を計画的に取り崩し保険給付費などに充当するもの、款の50繰越金、項の5繰越金、目の5繰越金、節の5繰越金、説明欄1は前年度繰越金で科目存置、款の60諸収入、項の5延滞金、加算金及び過料、目の5第1号被保険者延滞金、節の5第1号被保険者延滞金、説明欄1は第1号被保険者に係る延滞金、目の10加算金、節の5加算金、説明欄1は介護報酬返還金に係る加算金、項の10市預金利子、目の5市預金利子、節の5預金利子、この目の増額の理由は、想定利率の上昇によるものでございます。説明欄1は介護保険特別会計に係る預金利子、項の15貸付金元金収入、システムの78、79ページに移りまして、目の5貸付金元金収入、節の5貸付金元金収入、この目の増額の理由は、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金廃止に伴う事業新設によるものでございます。説明欄1は貸付を行った際の返還金で科目存置、項の20雑入、目の25第三者納付金、節の5第三者納付金、説明欄1は給付事

由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときの納付金で科目存置、目の30返納金、節の5返納金、説明欄1は不正行為等により保険給付を受けた者からの返納金、雑入の減額の理由は介護予防事業の参加費の徴収を廃止したことによるもので、前年度対比のために記載したものでございます。

以上、歳入合計予算額は199億7,716万3,000円で、前年度対比0.4%の増でございます。以上が、歳入の説明となります。

引き続きまして、システムの80、81ページからの歳出について御説明いたします。款の5総務費、項の5総務管理費、目の5一般管理費、説明欄1及び2は職員22名分及び月額制会計年度任用職員16名分、3は介護保険事務処理システムのうち資格、給付、認定等に係る基幹システムサービス利用料。4の1は職員の研修に要する経費、5は事務用消耗品、郵便料等の事務費、項の10徴収費、目の5賦課徴収費、説明欄1は介護保険事務処理システムのうち、保険料賦課に係る基幹システムサービス利用料、2の1は保険料の年金特別徴収に係る負担金、2は保険料のELTAX徴収に係る負担金、3は事務用消耗品、郵便料等の事務費、項の15介護認定審査会費、目の5介護認定審査会費、説明欄1は記載委員60名分の報酬及び審査会の運営に係る経費、目の10認定調査等費、説明欄1は要介護認定申請者の訪問調査・主治医意見書に係る経費、2は認定調査に係る事務用消耗品、郵便料等の事務費、項の20趣旨普及費、目の5趣旨普及費、説明欄1は各種印刷物作成に係る経費。

システムの82、83ページに移りまして、款の10保険給付費、この款は、要介護及び要支援と認定された被保険者が利用した、介護サービス費用のうち、保険者が負担する9割分から7割分と、国保連合会に委託している審査支払に係る経費等です。項の5介護サービス等諸費、目の5介護サービス等諸費、この目は、要介護認定者に係る保険給付費で、説明欄1の1は居宅介護サービスに係る保険給付費、2は地域密着型介護サービスに係る保険給付費、3は施設介護サービスに係る保険給付費、4は居宅介護福祉用具購入に係る保険給付費、5は居宅介護住宅改修に係る保険給付費、6は居宅介護サービス計画の作成に係る保険給付費、項の7介護予防サービス等諸費、目の5介護予防サービス等諸費、この目は、要支援認定者に係る保険給付費で、説明欄1の1は介護予防サービスに係る保険給付費、2は地域密着型介護予防サービスに係る保険給付費、3は介護予防福祉用具購入に係る保険給付費、4は介護予防住宅改修に係る保険給付費、5は介護予防サービス計画の作成に係る保険給付費、項の15その他諸費、目の5審査支払手数料、説明欄1は、国保連合会に委託している介護給付費の審査支払事務に係る経費、項の20高額介護サービス等費、システムの84、85ページに移りまして、目の5高額介護サービス等費、この目は、1割から3割の介護サービス負担額が住民税の課税状況に応じて設定された利用者負担上限を超えた場合に、超えた分を利用者に支払うものです。説明欄1の1は要介護認定者に係る経費、2は要支援認定者に係る経費、項の22高額医療合算介護サービス等費、目の5高額医療合算介護サービス等費、この目は、介護保険と医療保険で負担した年間利用料の合算額が高額になった場合に給付するものです。説明欄1の1は要介護認定者に係る経費、2は要支援認定者に係る経費、項の25特定入所者介護サービス等費、目の5特定入所者介護サービス等費、この目は介護保険施設入所者等の食費・居住費負担について、所得に応じた負担限度額を超える部分を保険給付するものです。説明欄1の1は要介護認定者に係る経費、2は要支援認定者に係る経費、款の20地域支援事業費、項の7介護予防・生活支援サービス事業費、システムの86、87ページに移りまして、目の5介護予防・生活支援サービス事業費、この目は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の実施に要した事業費です、説明欄1は郵便料等の事務費及び訪問型サービスの担い手となる人材育成に係る経費、2は3か月で生活機能の改善を図る短期集中予防サービスに係る経費、3の1は要支援認定者等への訪問型サービスに係る経費、2は要支援認定者等への通所型サービスに係る経費、3は要支援認定者等への高額介護予防サービスに係る経費、4は要

支援認定者等への高額医療合算介護予防サービスに係る経費、目の10介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄1は介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービスのみを利用する要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントに係る経費、項の9一般介護予防事業費、目の5一般介護予防事業費、説明欄1は介護予防対象者の把握に係る経費、2は介護予防に関する普及・啓発及びフレイル予防講習会、介護予防講座等の事業に係る経費、3は各種介護予防事業等への理学療法士等の派遣に係る経費、項の10包括的支援事業・任意事業費、目の5包括的支援事業・任意事業費、この目の減額の理由は、重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に基づき、地域支援事業の一部を一般会計に移管することによるものでございます。説明欄1は居宅介護住宅改修等給付に係る月額制会計年度任用職員1名分、2は市民の認知症への理解促進、認知症当事者及び家族への支援等に係る経費、3は在宅療養相談窓口の運営など在宅医療と介護の連携推進に係る経費、4の1は認知症カフェの立ち上げ支援に関わるもの。

システムの88、89ページに移りまして、2はチームオレンジの立ち上げ支援に関わるもの、項の15その他諸費、目の5審査支払手数料、説明欄1は介護予防・生活支援サービス事業費の審査支払事務に係る経費、款の25基金積立金、項の5基金積立金、目の5介護給付費等準備基金費、この目の増額の理由は、想定利率の上昇によるものでございます。説明欄1は当該基金の利子及び保険料剰余金を積立てるもの、款の30公債費、項の5公債費、目の5利子、この目の増額の理由は、想定利率の上昇によるものでございます。説明欄1は一時借入金の利子償還を見込んだもの、款の40諸支出金、項の5償還金及び還付金、目の5償還金及び還付金、説明欄1は保険料の過誤納還付に係る経費、目の10高額介護サービス費貸付金、この目の増額の理由は、介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金廃止に伴う事業新設によるものでございます。説明欄1は貸付を行うための貸付金で、科目存置、項の15繰出金、目の5一般会計繰出金、この目の増額の理由は、地域支援事業の一部を重層的支援体制整備事業に移管することに伴う一般会計への繰出しによるものでございます。説明欄1は移管に伴う一般会計への繰出しに係る経費。

システムの90、91ページに移りまして、款の50予備費、項の5予備費、目の5予備費は、前年同様でございます。

以上、歳出合計予算額は、199億7,716万3,000円で、前年度対比0.4%の増でございます。以上が、歳出の説明となります。

以上をもちまして、令和8年度府中市介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○渡辺しょう委員長 説明は省略となりますので、これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく申し上げます。

まず、歳入の介護保険料収入については、先ほどの令和8年の特例を踏まえた予算であるということを確認したいと思います。

また、介護サービス全般で、これまでも訪問介護事業所が全国的に経営が厳しいところも増えていることが問題になってくる中で、市内の状況を一般質問とかでもお聞かせいただいていたと思うんですけど、今の府中市の訪問介護のサービスの状況についてというところと、あと、24年の報酬改定によっての影響等が出ているところについて、お聞かせいただきたいと思います。

そして3件目、介護予防事業での難聴の対策を、難聴についての取組を、補聴器の購入助成と併せて、案内や連携を求めてきたんですが、この取組についてお聞かせください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いします。お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 まず、1点目の歳入における、先ほど御審議いただきまし

た条例改正の影響につきましてですが、こちら、条例改正が行われたという前提で予算を立てさせていただいておりますので、条例改正の4,200万円分が反映された予算案となっております。

次に、2点目の訪問介護事業所の状況でございますが、こちらでいろいろな集まり等を通して状況をお伺いしておりますが、やはり人手不足はどこ事業所でもかなり問題に感じていて、その中でも、確保、定着ともになかなか厳しい状況が続いているとお伺いしております。

今のところ、各事業所におきまして、現場の努力で回していただいているような状況でございますが、こちらにつきましては、国が本来であれば、介護報酬の引上げによって賃金等を確保して、改善すべきものと考えておりますが、東京都等でも支援策を打ち出しておりますので、そちらの状況を見つつ、市のほうでも事業者にどのような支援を行えるかどうかを今後検討してまいり所存でございます。

2024年の報酬改定の影響ではございますが、こちらのほうにつきましては、特に事業者から、この改定によって状況がどう変わったとか、そういったお声は特にいただいておりますので、ちょっと状況等はあれですけれども、報酬の改定によって介護職員の報酬が増えたことで多少は、先ほどの人材の確保定着に資するものであったかと判断しております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○伊藤慎一郎高齢者支援課長補佐 3点目の補聴器の助成に関する御質問かと思いますが、こちらにつきましては、継続して難聴の方に対する補聴器の助成というのは継続していくところなんでございますが、こちらにつきましては、一般会計のほうで事業を実施しているものでございます。

ただ、介護予防事業の中で、特に特別な案内という形ではないんですけども、いろんな講座の中で、そういった事業の周知というところでは努めているところでございます。以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれありがとうございます。

介護予防の状況等については、一般の予算の質疑の中でもまたお聞きしていきたいと思いますが、引き続き検討を進めて、連携等をやっていただきたいと思っております。

訪問介護事業所については、何か臨時の報酬改定も厚生労働省は今予定されているということも聞いておりますし、引き続き状況を把握していただきたいということと、今回の予算については、サービスの提供体制とかそういったものは、特段影響等は出たおらずという、そういう認識で組まれているというように理解をしてよろしいかという点、1点だけ確認させていただきます。

また、介護保険料収入については分かりましたので、1点だけ答弁をお願いします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 からさわ委員の御質問でございますが、おっしゃっていただいたとおりの御理解で大丈夫でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 ありがとうございます。

事業者の皆さんは相当な苦勞をされていることも、現場の声を伺っておりますので、市としても支援していくことを引き続き検討していただきたいと思っております。

この会計についての全体的な意見なんですけど、さっきの条例についても、保険料徴収の特例を令和8年度で行うという条例について、当市議団としては反対をしたんですが、同じ理由で、そういう前提になっている予算について、反対したいと思っております。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。

○奥村さち子委員 すいません、3点質問させていただきます。

今回の予算案の中の歳入のところなんですが、国と東京都からの地域支援事業交付金が大きく減額となっております。歳出では、包括的支援事業と任意事業費が、前年度比が88.3%減額になっています。この事業の中の生活支援体制整備事業費、それから、地域包括支援センターの運営費が今年度、2025年度はありましたが、来年度の予算には入っていませんが、その理由について教えてください。

それから、2点目なんですが、廃止事業となります認知症カフェというのがありますけれども、新たな新規事業でチームオレンジの活動支援事業費というのがありますけれども、これは切り替わるのか、認知症カフェとチームオレンジの活動支援事業費というものの違いについて教えてください。

それともう1点なんですが、保険給付費についてですけれども、2024年、2025年度も、給付費については前年度比を上回る予算立てとなっておりますが、3月の補正で給付費の実態に合わせて増額予算計上をされてきました。先ほども補正での補填については、介護保険給付費等準備基金繰入金を活用しておりますけれども、この第9期の介護保険事業間の基金残高の推移について、教えてください。

以上、お願いいたします。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○伊藤慎一郎高齢者支援課長補佐 御質問に順次お答えいたします。

まず最初に、1点目の令和8年度予算におきまして、歳入歳出で変化があった理由というところがございますが、こちらにつきましては、令和3年の社会福祉法の改正を受けまして、本市におきましても、令和8年度から重層的支援体制整備事業を本格的に実施することとなりまして、この当該事業に係る交付金が国と東京都から交付されることとなります。

こうした中、従来まで計上しておりました地域包括支援センターの運営費、それから、生活支援整備体制事業費につきましては、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業の一つに位置づけられておりまして、この交付金を受けるためには、一般会計の事業として実施することが要綱上の交付要件となっていることから、このたび一般会計のほうに移行するものでございます。

このため、こちらの介護保険特別会計側から見ますと、交付金として入ってくる金額は一般会計のほうで受けることとなりますので、減額という形になっているというような状況でございます。

また、これまで市負担分として一般会計のほうから繰入れていたものについては、不要となる代わりに、第1号保険料分として一般会計に繰り出す金額を新たに計上しているというところで、こういった差が生まれているものでございます。

なお、この会計間の繰り入れ、繰り出しの考え方に、このような形で変更はあるんですけれども、このことによる業務内容ですとか、あと、国と市の負担分、それから、第1号保険料分の割合に変更というのではないような状況でございます。

続きまして、2点目のチームオレンジと認知症カフェの違いというところなんですけれども、こちら、事業につきましては、認知症カフェがこれまで認証の方の交流であったり、居場所という形でのつながりを生む場であったものに対しまして、今度、チームオレンジというものにつきましては、具体的にそういった認知症の方ですとか、その御家族の方の悩み事とか相談事というのを地域全体で支援していく仕組み、そういった支援をつなぐものになってございます。

流れとしては、チームオレンジのほうに移行していきたいというところはあるんですけれども、既存の認知症カフェにつきましては、継続して実施していくというような形で、少し性格は違うんですけれども、同様に進めていくというような考えでいるところでございます。

以上でございます。

- 渡辺しょう委員長 お願いいたします。
- 齋藤雅裕介護保険課長補佐 ただいま御質問がございました介護給付費等準備基金の残高の推移でございますが、令和3年度からの数値で申し上げます。すいません、9期です。令和6年度からの推移で申し上げますと、令和6年度が14億1,671万471円となっております。令和7年度、こちらは見込みでございますが、13億7,755万9,471円と若干の減少となっております。
- 以上でございます。
- 渡辺しょう委員長 答弁をお願いします。
- 齋藤雅裕介護保険課長補佐 すいません、先ほどのからさわ委員の御質問で、すいません、1件、答弁の修正をさせていただければと思います。
- 先ほど、条例改正の影響が当初予算に反映されているかという御質問でございますが、反映されているとお答えしましたが、こちら、改正が当初予算の締めの後に出されたものですので、こちらの数値的には反映はされておられません。ただ、実質的に条例改正をお認めいただきますと、前年同様の数字になるので、実質は数字に変更はございませんが、制度的には反映されていないと、そういうような形になります。よろしく願いいたします。
- 以上でございます。
- 渡辺しょう委員長 からさわ委員、大丈夫ですか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）
- では、奥村委員、お願いします。
- 奥村さち子委員 ありがとうございます。
- まず最初の、この会計の中の入り繰りというところの説明をいただきました。重層的支援体制が本格的に始動するというところで、社会福祉法の改正によって、交付金の要件が変わってきたということもあってのことなんですけれども、またこれについては、一般会計のほうでいろいろ質問をしていきたいと思うんですけれども、介護保険会計も複雑な感じで、いろいろなものが行ったり来たりするような状況があるなど感じておりますけれども、仕組みとしては、これまでどおり、事業自体は変わらないということと、介護保険会計のほうからも繰り出しをして、一般会計のほうに繰り出しをしていくということで、分かりました。ありがとうございます。
- それと、認知症カフェと、あとチームオレンジの活動支援事業費についての違いを伺いましたが、地域の仕組みをつくっていききたいということで、何となく分かりましたが、チームオレンジのコーディネーターを地域包括に配置していくというような新規の提案もありましたけれども、このチームオレンジの活動支援事業費とどのような関連性があるのかということと、このコーディネーターの役割というんですか、事業内容とか役割について、教えていただきたいと思っております。
- それと基金につきましては、確認しました。第9期の基金残高については確認をいたしました。
- 基金の活用についてちょっと伺いたいんですけれども、コロナ禍では、通所とか訪問の利用控えがあって給付が減少したということで、基金に対しての積み増しをしたという経緯もありましたけれども、基金については自治体ごとに残高に違いがあるなど感じているんですけれども、府中市としてのこの基金の考え方について、改めて教えてください。
- 以上、お願いいたします。
- 渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。
- 伊藤慎一郎高齢者支援課長補佐 順次、質問にお答えいたします。
- 初めに、チームオレンジのコーディネーターの配置と、チームオレンジそのものの自体の役割というところかと思いますが、こちらにつきましては、今回事業として出しているものが、チームオレンジとして認知症の当事者の方と、その御家族を支援する団体または個人に対する運営費の一部を補助するものと、コーディネーターにつきましては、

そういった立ち上がってきたチームオレンジをうまくまとめて、運営にスムーズにつなげていくというところで、イメージとしては、地域包括支援センターのほうにお願いする予定です。

新しい仕組みになってまいりますので、なかなか個人とか団体ですと、運営の部分で少しハードルが高い部分もございますので、そういったコーディネーターがうまく調整をしながら、この事業のほうを円滑に進めていくというような形で、それぞれの役割を担って進めていくというのをイメージして事業構築をしているところでございます。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 介護給付等費準備金でございますが、こちらは介護給付費の急激な上昇に伴う財源不足を補うために設置されているものでございまして、委員おっしゃるとおり、第8期につきましては、コロナ等の利用控えにより、多少積み増しが進んでございます。

第9期の事業計画につきましては、月額保険料を第8期と同様、5,995円に据え置いたことで、不足分を基金から取り崩して使用するという形で進めてございます。こちら、利用期間、計画期間の3年間で12億6,800万円を取り崩すこととしてございます。

こちらでございますが、計画上、令和8年度が終わりました時点で、基金残高9億3,500万円程度を見込んでございますが、こちらの基金の利用につきましては、現在、第10期の介護保険基本計画の策定準備を進めておりまして、その中で、高齢者の人口が増えることに伴いまして、介護給付費も高額となっている中、皆様に御負担いただく介護保険料の設定に取崩し等を含めて検討して、適正に使用していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。奥村委員。

○奥村さち子委員 ありがとうございます。

チームオレンジの活動支援事業費については、コーディネーターの役割について確認をさせていただきました。府中市でも長らく、認知症サポーター養成講座とか、ステップアップの講座もされておりまして、受講されている方も大変増えていると思いますので、これまでも求めてきましたけれども、そういった方々の活動する場をまず確保していただいて、地域の仕組みづくりの推進に向けて取組を進めていただきたいと思います。

それと基金につきましては、ありがとうございます。10期に向けての計画なども教えていただきまして、ありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。山本委員。

○山本真実委員 1件だけ、簡潔にお伺いします。介護認定審査会費がちょっと減っているというところがあります。令和7年度からかなり減っているのですが、60名分の報酬及び審査会の運営に係る経費というのが認定審査会費らしいんですが、件数の変動はどうなんでしょうか、教えてください。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○齋藤雅裕介護保険課長補佐 認定調査費につきましては、調査件数の見込みを150件減少させて予算を組んでございます。こちらにつきましては、令和7年度におきまして、令和3年度に制度改正が行われまして、認定期間の延長、48か月にそこで延びまして、そちらの更新時期が一気に迎えられたことで、一時的に令和7年度の認定調査の件数が増えたものでございまして、この更新が一巡したことから、令和8年度は調査件数の見込みを通常の水準に戻して、予算を計上させていただいてございます。

認定を必要とする方全体の人数につきましては、微増でございまして、更新期間の切替えて一時的に凸凹しているような状況となります。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。山本委員。

- 山本真実委員 ありがとうございます。分かりました。  
今後も認定審査会費が減らないようにと思っておりますので、よろしく願います。
- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。よろしいですか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。  
御異議がありますので、挙手により採決いたします。  
本案について賛成の方の挙手を求めます。  
〔賛成者挙手〕
- 渡辺しょう委員長 挙手多数であります。よって、第31号議案は可決すべきものと決定いたしました。

## 12 陳情第2号 診療録保存期間延長するよう厚生労働省に意見書の提出を求める陳情

- 渡辺しょう委員長 付議事件12、陳情第2号 診療録保存期間延長するよう厚生労働省に意見書の提出を求める陳情を議題といたします。  
陳情の朗読をお願いいたします。お願いいたします。
- 二村善久議事課長 陳情文書表の5ページを御覧ください。陳情人住所氏名は、府中市日新町、作本純子さん。件名は、診療録保存期間延長するよう厚生労働省に意見書の提出を求める陳情。
- 1、趣旨及び理由。令和2年度～5年度の新型コロナワクチン特例臨時接種から今年で5年が経過します。臨時接種における「予防接種健康被害救済制度」の申請は期限が定められておりません。しかし申請に必要な診療録の保存期間に期限が設けられているため、制度として成り立たなくなり大変な混乱を招く恐れがあります。昭和23年に制定された医師法第24条により医療機関は患者の診療録を5年間保存することが義務付けられています。訴訟のリスクを考慮し20年以上の保管を推奨されていますが、各医療機関に判断が任されている状況であり、昭和55年3月4日の第91回国会衆議院予算委員会ではカルテ延長保存について議論されるも、「慎重に検討する必要がある」との答弁から、令和8年になってもいまだに検討されていません。また、昭和32年の厚生省令第47号「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第9条でも、診療録は完結の日から5年間保存しなければならないとされていますが、起算日の厳密な定義がなく罰則等がありません。厚労省のホームページに掲載されている令和8年1月26日付「疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）」の審議結果によると、14,769件の申請のうち9,439件が認定、死亡一時金または葬祭料として認定された方が1,063名と前代未聞の被害件数です。実際に体調を崩し寝込んでいたり、藁にも縋る思いで複数の医療機関にかかった人がカルテの開示手続きをするのは体力的な問題に加え、金銭的にも大変な負担です。膨大な資料を集め予防接種健康被害救済制度に申請し否認された方が、諦めずにリベンジし数年経ってやっと認定された方もいます。生後6か月以降の赤ちゃんを含め20万9,784人の府中市民が接種した新型コロナワクチンですが、令和7年9月22日の決算委員会議事録によると、これまで「予防接種健康被害救済制度」に17件の申請があったとのことです。大阪府議会は令和7年12月17日に、申請に必要な診療録の保存期間を原則5年から延長するよう国に求める意見書を提出することを全会一致で可決しました。
- 2、要望事項。府中市議会として厚生労働省に対し「診療録保存延長を求める意見書」を御提出くださいますよう切に要望いたします。  
以上でございます。
- 渡辺しょう委員長 陳情を提出された方がお見えになっておりますが、補足説明についてはいかがいたしましょうか。  
〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○渡辺しょう委員長 それでは、陳情を提出された方から補足説明を受けるため、委員会を休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後0時19分 再開

○渡辺しょう委員長 厚生委員会を再開いたします。

この際、委員の皆様をお願い申し上げます。休憩中の補足説明及び資料等にございました個人名の取扱いには御配慮いただきますようお願いいたします。

これより質疑・意見を求めます。からさわ委員。

○からさわ地平委員 よろしく申し上げます。何件か質問をさせていただきます。

まず、予防接種健康被害救済制度の申請のために必要な手続や書類について、まず、お示しいただきたいと思います。

また、2件目は、これも報道ベースなんですけど、予防接種記録については、自治体の保管を5年から延長する流れが今、厚生労働省のほうであるということが報道されているんですが、これは府中市のほうで対応等を考えられていたら教えてください。

また、3件目、3回目の質問で、この予防接種健康被害救済制度についての実績は、先ほども陳情者の方もお話しされていましたが、ほかの予防接種に比べて新型コロナウイルスワクチンの要は申請が多い傾向にあるのかというところは、ちょっと状況をお聞かせしたいと思います。

また、ちょっとこれはもし分かればよいんですけど、電子カルテに移行している医療機関だったり、そういったことについては、何か情報があったら、情報や市内の状況等、もし分かったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いします。

○大塚 龍健康推進課長補佐 それでは初めに、予防接種健康被害救済制度の申請などに必要な書類についてお答えいたします。こちらは申請の種別が様々ございますので、大人の方が医療費、医療手当を申請した場合についてお答えをさせていただきます。

まず、申請者に御用意していただく書類といたしましては、全部で5点ございまして、一つ目として所定の様式による請求書、2点目が医療機関が作成する受診証明書、3点目がかかった医療費が分かる領収書など、4点目が予防接種の接種済証、最後に医療機関の診療録、カルテでございます。

次に、本市のほうで用意する書類といたしましては、全部で4点ございまして、被接種者の予診票、被接種者に係る副反応疑いの報告書の提出があった場合はその報告書、本市のほうで作成いたします被接種者の経過の概要を記したものを、最後に、医師などを委員として市の調査会を開いておりますので、その報告書が必要とされております。

続きまして、予防接種記録の延長、国の延長の状況と市の対応状況についてでございますが、初めに、国では予防接種デジタル化に係る改正予防接種法の施行に合わせて、令和8年6月1日以降に実施されました予防接種に関する記録につきましては、その保存期間を接種を行ったときから、被接種者が亡くなった日から5年が経過するまでの間に見直しが行われております。

一方で、令和3年2月、府中市では令和3年4月から接種が開始されました新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種につきましては、令和8年2月、府中市では令和8年4月に5年を経過してしまうため、それに対応する特例臨時接種に関する記録の保存期間について定めた予防接種法施行規則の一部を改正する省令が令和8年2月1日に施行されたことで、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の接種記録につきましては、全ての被接種者の接種記録を被接種者が亡くなった日から5年が経過する日までの間、保存できるような運用となっております。

本市におきましては、特例臨時接種下で国が運用しておりましたシステムの接種記録のデータを市の健康管理システムに取り込んでいるため、当時の接種記録につきまして

は、改正予防接種法の規定に基づき、被接種者が亡くなった日から5年を経過する日までの間は保管できるような状況にしております。

続きまして、健康被害救済制度の申請についてのワクチンの状況でございますが、こちらは令和3年度以降、予防接種健康被害救済制度に申請されている、現在19件申請がございまして、こちらにつきましては、全て新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種によるものでございます。

最後に、市内の電子カルテの導入率のところでございますが、市内の統計的な状況としては把握はしておりませんが、令和5年度に行われました国調査におきましては、本市のほか、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、狛江市で構成します北多摩南部医療圏における一部診療所で電子カルテを全部または一部導入している導入率が61.8%でございましたので、一般的に診療録の保存期間が長期化できる電子カルテへの移行が進んでいるものと捉えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。からさわ委員。

○からさわ地平委員 それぞれ詳細に答弁ありがとうございます。

救済制度の申請に必要な手続について確認させていただきました。この中で医療機関の今回の診断書、いわゆるカルテについては規定があるということですが、自治体のほうで管理する予防接種の記録については、接種された方が亡くなるまでは、亡くなっていった経過するまで保存されるという対応を府中市が取っているということで確認して、これは一つ安心をいたしました。

また、この救済制度そのものに、やっぱり新型コロナウイルスワクチンでの要は申請が、それが100%を占めているという状況と分かりました。

電子カルテについては、徐々に広がってきてはいると思いますが、やっぱり実態の医療現場としても、なかなか対応を苦勞されていることだと、そういうふうには認識しておりますので、ちょっと状況を確認させていただきました。

取りあえず質問としては、以上で終わります。

それは後で、最後に意見を述べさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。手塚委員。

○手塚としひさ委員 先ほど説明がありました予防接種の被害者の救済制度の関係で、今19件、ここにあるのは17件が19件になったということでもいいですかね。先ほどその内訳を説明していただいたんですが、改めて内訳について、19件の中の内訳が分かれば教えていただければと思います。

それと、このことを国のほうに提出した場合にどうか、このことが実施された場合に府中市として何か影響があるか、保存期間が長くなることによって府中市として何か不具合とか、あるいはプラスアルファも含めて何かあるのかどうか、その辺はどうかということをお尋ねしたいと思います。

併せて、医師会とかでこういった議論がされているのか、カルテの保存期間が長くなることで結構大変な状況なのかどうか、その辺を分かる範囲で教えてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いいたします。

○大塚 龍健康推進課長補佐 それでは、予防接種健康被害救済制度の現在の申請数などについて、お答えいたします。

現在の申請数は19件でございまして、認定9件、否認が6件、国からの認定結果待ちが2件でございます。

最後に、現在申請を受けたばかりの状態で、これから市の調査会にかけるものが2件ございますので、それを合わせて19件となっております。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○平井雅士保険年金課長 それでは、2点目の御質問で、カルテの保存期間が延長された場合の市への影響ということで、私ども市のほうでは、国民健康保険と後期高齢者医療制度という医療保険者としての性格を有するところもございますので、その立場からちょっとお答えさせていただきますと、カルテの保存期間が延長されましても、市や自治体など、保健所への影響はほとんどないものと考えております。

診療録につきましては、医療機関が作成・管理する一次記録でございますので、保険者はレセプトや健診結果など、決められたデータのみ取り扱うことになっております。

保存期間が長くなることで、指導や監査の際に過去の診療記録を閲覧できるといった可能性はあるんですけども、通常業務には大きな変化はないものと考えております。

○渡辺しょう委員長 お願いいたします。

○大塚 龍健康推進課長補佐 最後に、医師会の検討状況等について把握しているかというところでございますが、こちらの具体的に今の保管状況だったりとか、電子カルテに対してどうかというところについては、ちょっと本市のほうで把握はしていないところではございますが、紙の予診票で行われている診療所も一部あるというところで、そういったところでは、やはり個人情報の観点から、保管について慎重な検討がされているものとは承知しております。

以上です。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 最初に認定か否認というところについては、それは理由とかはある程度把握されているんですか。こういう理由で認定された、これは駄目だったというようなことが基準として分かっているのか、それは市のほうでも把握されているのかどうか。そこをもう一回、分かる範囲で教えてください。

あと、府中市には特段影響はないということで、保存期間が長くなることで、ドクターのほうで結構大変なのかなということもあるのかもしれないんですけど、先ほどあったように、電子カルテになるとほぼ期間が延びても大丈夫なんでしょうかね。ちょっとその辺りでどうかということがあるんですけど。

もう一回ちょっと確認なんですけども、この文章にあります、国会で何か審議をされたというようなことが書いてあるんですけども、その辺について、ちょっと何か記憶があるのかどうかということと、5年間の保存期間に対して起算日の厳密な定義がないとここにあるんですけども、それはそういう状況になっちゃっているんですかね。いつからということが決まってないという、そういうふうな受け止めたんですけども、ちょっと私も医療関係はあんまり詳しくないので、よく分かってないのでお尋ねしたいんですけど、この起算日というのはそういうふうな認識なんでしょうか。ちょっとそこを分かる範囲で教えてください。

以上です。

○渡辺しょう委員長 御答弁をお願いいたします。お願いします。

○大塚 龍健康推進課長補佐 それでは初めに、認定理由でございますが、こちらは1件ごとに否認の通知をいただいておりますので、この件に関してはどうだった、どういう理由で否認ですというような内容は、国のほうからはいただいております。ちょっと6件しかないのでもってというわけにはいかないんですが、一例を挙げますと、やはり時間的密接性という、摂取してから発症するまでの間に時間が経過している、時間的密接性がないということとかが理由とかで否認されるケースとかがあったりいたします。

続きまして、国会でこの診療録の保存期間の延長が審議されているかというところでございますが、ちょっと我々が把握している範囲でございますが、直近では令和6年3月に開催されました、厚生労働省が所管いたします第15回医薬品等行政評価・監視委員会におきまして、診療録の保存期間延長についての議論がされておりますが、課題の共有が行われたのみで、具体的な進展は議事録を見る限りではございませんでした。

最後に、保存期間の起算日のところでございますが、こちらにつきましては、医師法

のほうで5年間これを保存しなければならないとなっております、もう一つは保険医療機関及び保険医療養担当規則というものがございまして、その中で、その完結の日から5年間保存しなければならないということで、この診療の完結の日というのが起算日と捉えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。お願いします。答弁をお願いします。

○若山 貴健康推進課長 答弁漏れがございまして、申し訳ございません。

カルテが電子カルテになると、保存期間の問題がクリアされるのかというところがございますけれど、電子カルテになると長年保存しやすくなるというところではあるんですけど、電子になったら必ずそれが永年、長年保存されるかという、それはシステムによるところもございまして、各医療機関の判断によるところもございまして、一概に大丈夫と言えるものではないんですけど、紙の診療録に比べますと、保管のスペースであったりとか、施錠であったりというセキュリティー上の問題であったりとかというところは、クリアしやすくなるものと考えております。

以上でございます。

○渡辺しょう委員長 答弁が終わりました。手塚委員。

○手塚としひさ委員 大体状況は分かりましたので、あまり意見書を出しても府中市として損になることもないというようなお話でございますので、私自身そんなに、この件で市民から相談を受けてはいないんですけども、実際に困っている方がいらっしゃるということでお伺いしましたので、特段反対する理由もないので、この件については賛成いたします。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますか。山本委員。

○山本真実委員 ありがとうございます。

電子カルテの保存期間を延長するというのは、意見書を提出するということは全然不自然なことじゃないなと感じています。マイナ保険証もそのためにあるんじゃないのかなということも思いますし、標準化もされているわけですから、何のための標準化なんだと、何のためのマイナンバー保険証なんだというところを考えますし、あとは医療機関としても、また自治体としても、国としてもですけど、この臨時接種、特例接種を推進してきたわけですから、そののしっかりと責任もありますし、診療カルテを延長する、保存を延長するというのは、至極真つ当な意見だと思います。私も会派を代表して賛成の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますか。高津委員。

○高津みどり委員 意見のみ述べさせていただきます。

初めに、陳情者の方への質問のところ、診療録の保存期間について、新型コロナウイルス感染症に限定するものであるということで先ほどお話がありましたが、件名としては、「診療録保存期間を延長するように厚生労働省に意見書の提出を求める陳情」ということで、ここの件名に関しては、新型コロナウイルスということに限っていないということが確認できました。

その上で、診療録保存の延長については、国会においても、先ほど令和6年と言われたんですが、令和7年、昨年11月にも、厚生労働委員会のほうでこうした発言があったということを私も調べております。そういう中で議論がされていると承知しております。

その上で陳情文にもありますように、診療録、カルテについては、医師法第24条第2項により、罰則をもって保存期間を担保する期間として5年間の保存義務が定められております。

その上で、厚生労働省では、継続的な治療が医学的に必要と判断される場合にあつて、5年間の保存期間を超えても、各医療機関において適切に保存されている状況であると認識しているという考えを示しております。

実際に厚生労働省や医療情報学会が行った調査では、電子カルテ導入施設の多くが10年以上の保存を実施していることが報告されております。医療訴訟の事項、最大20年を考慮して、自主的に10年から20年保存している医療機関も多数あり、特に大規模病院や大学病院では、20年保存が標準的になりつつあります。

電子カルテの導入によって、物理的な保管スペースの制約がなくなり、長期保存が技術的に可能になったため、5年を超える保存が現実的になっております。

東京都内の大規模病院では、電子カルテの導入とともに、保存期間の延長や安全管理の強化が進んでおりますが、一方で、先ほどありましたように中小規模の医療機関では、保存コストやシステム更新の負担が課題となっており、都の補助制度を活用して段階的に電子カルテに移行している状況です。

全医療機関で一律に長期保存を義務づけとなると、規模や財政状況に応じた柔軟な運用が難しくなる可能性があります。義務化するのであれば、保存インフラ整備への財政支援や技術的支援がセットで必要となると思います。特に中小規模の医療機関への支援が鍵になります。

陳情書にありました大阪府議会の意見書では、新型コロナワクチンに限定したものであり、全ての診療録を対象としておりません。

長期保存は患者にとってもメリットがありますが、情報利用目的や開示のルールを明確にしないとプライバシー侵害の懸念も生じます。保存期間の延長を制度的に検討するには、医療訴訟や疾病特性、個人情報保護のバランスなどを踏まえた議論が必要であると思います。

この趣旨にあるコロナウイルスということでは賛同いたしますが、本陳情については、診療録保存期間を延長するというふうに、全診療録と取れる内容でございますので、本陳情については不採択を主張いたします。

○渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございますか。からさわ委員。

○からさわ地平委員 ありがとうございます。日本共産党市議団からの意見を述べさせていただきます。

陳情にありますような診療録の保存延長について、全ての診療に対して保管していくということは、医療機関にとって一定の負担が生じるものであるとは思っております。

電子カルテ等の普及が進みつつあるものの、対応できていないところもあつたりということですが、大きいところは対応されているということで、今後は技術的な更新だつたり、時代の状況の変化によって、見直していくという事はあり得ると思っております。

また、陳情者からは今回、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種を念頭に置いたものの陳情であるということを確認いたしました。新型コロナにおけるワクチン接種そのものは、パンデミックを一刻も早く抑えるという社会的な要請もあつて進み、ほかの予防接種と比べても十分な調査等の時間を取らずに進められてきたという、そういう経過があるものと認識しておりますので、予防接種による健康被害に対しては真摯に向き合っていくことが、政治がやる、国あるいは行政がやるべき仕事であると思っております。

そのため、こうした新型コロナウイルスワクチンの影響について、特例的にカルテの保管期間を延長したりする、そういったことは今後必要な対応であると考えております。

本陳情の中では、全ての診療カルテ保存を求めるといふ形にはなっていますが、このうち予防接種救済の必要性という点については、この点は異論がありませんので、本陳情には賛成をしたいと思います。

以上です。

- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。奥村委員。
- 奥村さち子委員 ありがとうございます。意見を述べさせていただきます。  
陳情にもありますように、厚生労働省の救済制度の申請数と認定数がありますけれども、東京都のほうでも保健医療局の報告にもありますし、府中市の状況も先ほど答弁がありました。その数というのは、やはり少くないということが分かります。  
医療現場において、保存期間を延長するということは様々な課題はあるとも考えられますけれども、健康被害の症状がある人を救済制度の利用に確実につなげるということが優先すべきことであると考えます。  
特例臨時接種5年が経過するという今この機会に、医療録の保存期間の延長に関するルール化、財政支援も含めて検討を進めるべきだと考えますので、本陳情には採択を主張いたします。
- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。比留間副委員長。
- 比留間利蔵副委員長 市政会は私しかいないので、私のほうから一言お話しさせていただきます。  
本陳情につきましては、先ほどいろいろお話があったように、一般の大学病院では60%ぐらい、一般の診療所に関しては50%ぐらいが今、電子カルテになっていると伺っております。  
電子カルテ以外のものをためておくということが大変ということもありますし、電子カルテの使用状況等も踏まえながら、今後慎重に検討を進めることが必要であると考えておりますので、本陳情に関しては不採択を主張いたします。
- 渡辺しょう委員長 ほかに御発言はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 渡辺しょう委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。  
採択に御異議がございますので、挙手により採決をいたします。  
本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。  
〔賛成者挙手〕
- 渡辺しょう委員長 挙手多数であります。よって、陳情第2号は採択にすべきものと決定いたしました。本陳情については、議員提出議案として意見書提出の手続きを進めてまいりますので、よろしく願いいたします。